

【公開版】

提出年月日	令和4年7月11日 R0
日本原燃株式会社	

六ヶ所再処理施設における  
新規規制基準に対する適合性

安全審査 整理資料

平和利用

令和3年4月28日申請  
(有毒ガス防護および  
第2低レベル廃棄物貯蔵系の一部の共用)



## 目 次

### 1 章 基準適合性

#### 1. 指定の基準への適合性

##### 1. 1 再処理の事業の目的

##### 1. 2 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

### 2 章 補足説明資料



## 1 章 基準適合性



## 1. 指定の基準への適合性

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第四十四条の二では、以下の要求がされている。

(指定の基準)

第四十四条の二 原子力規制委員会は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の指定をしてはならない。

一 再処理施設が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。

### 1. 1 再処理の事業の目的

令和3年10月に閣議決定された第6次エネルギー基本計画（補足説明資料1-12）において、核燃料サイクル政策については、我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針とすることが明記されている。これは、平成30年7月に閣議決定された第5次エネルギー基本計画（補足説明資料1-12）の内容を引き継いでおり、エネルギー基本計画の改定が当社事業に与える影響はない。この政府の方針に基づいて、当社で行う再処理の事業は、エネルギー資源の乏しい我が国にとって大きな意義がある。

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」では、使用済燃料の再処理等の着実な実施のために必要な資金を安定的に確保できるよう、拠出金制度及び認可法人制度の創設を明確化するとともに、使用済燃料再処理等実施中期計画の策定等について規定している（補足説明資料1-1）。また、使用済燃料再処理等実施中期計画は、同法の規定により、使用済燃料再処理機構が定め、経済産業大臣の認可を受けなければならないと

されている（補足説明資料1-1）。なお、同法の附帯決議において、経済産業大臣が認可する際には、原子力委員会の意見を聴くものとされている（補足説明資料1-2）。

当社の再処理の事業は、使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として平和の目的に利用するため、国内の原子力発電所で生じる使用済燃料を再処理するものであり、さらに、使用済燃料に含まれる放射性廃棄物を適切に管理及び貯蔵することをも目的とした原子燃料サイクルの要となる事業である（補足説明資料1-10）。

以上のことを踏まえ、当社は、引き続き従来どおり、「原子力基本法」にのっとり、厳に平和利用に限り再処理事業を行う。また、当社が行う再処理事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構が行う業務の一部が委託されたものであり、使用済燃料再処理機構と当社において締結した使用済燃料再処理役務委託契約に基づき実施するものである。その実施においては、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条第1項（補足説明資料1-1）に基づいて策定される使用済燃料再処理等実施中期計画に基づく（補足説明資料1-3、補足説明資料1-4）とともに、平成30年7月に原子力委員会決定された「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（補足説明資料1-5）を踏まえるものとする。

このような目的に沿って、安全性を最優先とし、再処理施設を建設運転するとともに国際約束の実施のために必要な措置を講ずることにより、再処理の事業の確立を図る。

再処理事業に係る関係者の関係図を補足説明資料1-6に示す。また、使用済燃料再処理機構との再処理役務契約に基づく業務内容を補足説明資料1-8に示す。

【補足説明資料 1 - 1】

【補足説明資料 1 - 2】

【補足説明資料 1 - 3】

【補足説明資料 1 - 4】

【補足説明資料 1 - 5】

【補足説明資料 1 - 6】

【補足説明資料 1 - 8】

【補足説明資料 1 - 10】

【補足説明資料 1 - 12】

## 1. 2 使用済燃料から分離された核燃料物質の処分の方法

使用済燃料から分離されたウラン酸化物及びウラン・プルトニウム混合酸化物は、原子炉の燃料として平和の目的に限り利用するために、使用済燃料再処理機構との使用済燃料再処理役務委託契約に基づき特定実用発電用原子炉設置者に引渡す。

引渡しは再処理施設において行うが、具体的な方法については特定実用発電用原子炉設置者と協議を行う。また、引渡しを行うまでの間再処理施設において一時保管する（補足説明資料 1 - 9，補足説明資料 1 - 11）。

なお、特定実用発電用原子炉設置者とは、「原子炉等規制法」第43条の3の5第2項第8号に掲げる使用済燃料の処分の方法として再処理する旨を記載して同条第1項の許可を受けた実用発電用原子炉の設置者をいう（補足説明資料 1 - 7）。

【補足説明資料 1 - 7】

【補足説明資料 1 - 9】

【補足説明資料 1 - 11】



## 2 章 補足説明資料



## 平和利用

再処理施設 安全審査 整理資料 補足説明資料				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
補足説明資料1-1	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律(抜粋)	2019/10/18	-	
補足説明資料1-2	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(抜粋)	2019/10/18	-	
補足説明資料1-3	使用済燃料再処理等実施中期計画	<u>2022/7/11</u>	0	2022年3月策定の最新版へ差し替え
補足説明資料1-4	使用済燃料再処理等実施中期計画の解釈	<u>2022/7/11</u>	0	上記を受けた解釈の見直し
補足説明資料1-5	我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方	2019/10/18	-	
補足説明資料1-6	再処理事業に係る関係者の関係図	2019/10/18	-	
補足説明資料1-7	原子炉等規制法(抜粋)	2019/10/18	-	
補足説明資料1-8	再処理役務契約における業務の範囲	2019/10/25	-	
補足説明資料1-9	再処理役務契約における回収物質の引渡し	2019/11/27	-	
補足説明資料1-10	回収されるウラン及びプルトニウムの利用目的について	<u>2022/7/11</u>	0	時制の修正
補足説明資料1-11	使用済燃料再処理役務委託契約に係る三者間覚書	<u>2022/7/11</u>	0	2022年7月1日現在の最新版へ見直し
補足説明資料1-12	エネルギー基本計画抜粋	<u>2022/7/11</u>	0	新規追加



補足説明資料 1-3



## 使用済燃料再処理等実施中期計画

2022年3月29日

使用済燃料再処理機構は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」(以下「法」という。)に基づき策定した使用済燃料再処理等実施中期計画(以下「実施中期計画」という。)に沿って、業務を遂行する。その遂行にあたっては、再処理等の事業の安全の確保を最優先とし、着実かつ効率的に進めていくものとする。

### 一 再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

再処理は、再処理事業者<sup>1</sup>である日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)に業務委託<sup>2</sup>し、同社の六ヶ所再処理施設にて実施する。

再処理を行う使用済燃料の量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(原子力委員会決定)<sup>3</sup>の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

年度	2022	2023	2024
再処理を行う 使用済燃料の量 (tU)	0	70	170
(参考) プルトニウム回収見込量 (tPut)	0	0.6	1.4

(参考) 2025、2026年度の再処理を行う使用済燃料の量(プルトニウム回収見込量)の見通し  
・2025年度: 140tU (1.1tPut)  
・2026年度: 240tU (2.0tPut)

### 二 再処理関連加工の実施時期、実施場所及び再処理関連加工を行うプルトニウムの量

再処理関連加工(ウラン及びプルトニウムの混合酸化物燃料加工)は、加工事業者<sup>4</sup>である日本原燃に業務委託<sup>5</sup>し、同社の六ヶ所MOX燃料加工施設にて実施する。

再処理関連加工を行うプルトニウムの量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)第44条に規定する再処理事業者を指す。

2 法第42条に基づき2016年10月に経済産業大臣の認可を取得。

3 平成30年7月31日 原子力委員会決定。

4 原子炉等規制法第13条に規定する加工事業者を指す。

5 法第42条に基づき2021年6月に経済産業大臣の認可を取得。

年度	2022	2023	2024
再処理関連加工を行う プルトニウムの量 <sup>*1, *2</sup> (tPut)	0	0	0

(参考) 2025、2026年度の再処理関連加工を行うプルトニウムの量の見通し<sup>\*1</sup>

・2025年度：0.6tPut

・2026年度：1.4tPut

\*1 2025年度及び2026年度の値は、それぞれ2023年度の再処理量70tU及び2024年度の再処理量170tUから得られるプルトニウム回収見込量としている。各年度の実際の加工量は、電気事業者と日本原燃において加工体数を踏まえた加工プルトニウム量を具体化した際、その時点の実施中期計画に適切に反映する。

\*2 六ヶ所再処理施設のアクティブ試験で回収されたプルトニウムについては、\*1の具体化とあわせて実施中期計画に反映する。

### 三 その他再処理等の実施に関すること

再処理に伴い分離された放射性廃棄物及び操業に伴い発生した放射性廃棄物については、今後発生する廃棄物を含めて、日本原燃の六ヶ所再処理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理を行う。

海外から返還された放射性廃棄物については、日本原燃の廃棄物貯蔵管理施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、冷却に必要な30～50年間の貯蔵・管理を引き続き適切に行っていく。また、今後返還される廃棄物についても、同施設にて、最終的な処分に向けて搬出されるまで、適切に貯蔵・管理する。

一、二、三に係る施設の廃止措置に関しては、原子炉等規制法に基づき日本原燃が作成し、公表する廃止措置実施方針を踏まえ、施設の操業終了後に着手することとしている。

以上

補足説明資料 1-4



## 使用済燃料再処理等実施中期計画の解釈

## 一 再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量

- ① 再処理は、再処理事業者である日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）に業務委託し、同社の六ヶ所再処理施設にて実施する。
- ② 再処理を行う使用済燃料の量については、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（原子力委員会決定）の趣旨も踏まえ、下表のとおり計画する。

年度	2022	2023	2024
再処理を行う 使用済燃料の量 (tU)	0	70	170
(参考) プルトニウム回収見込量 (tPut)	0	0.6	1.4

(参考) 2025、2026 年度の再処理を行う使用済燃料の量（プルトニウム回収見込量）の見通し

- ・ 2025 年度：140tU (1.1tPut)
- ・ 2026 年度：240tU (2.0tPut)

## 【解釈】

- ① 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第四十二条の定めにより、使用済燃料再処理機構は、経済産業大臣の認可を受けて、前条第一号に掲げる業務（これに附随する業務を含む。）である使用済燃料の再処理を、原子炉等規制法第四十四条の四第一項に規定する再処理事業者その他政令で定める者として当社に委託し、当社の再処理施設にて実施するものと認識している。
- ② 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第四十五条第一項前段の規定を受け、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律施行規則」第十二条において、使用済燃料再処理等実施中期計画（以下、計画という。）には、「再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量」を記載することとされている。これらに基づき、使用済燃料再処理機構は、利用目的のないプルトニウムは保持しないという我が国の原則の下、「再処理の実施時期、実施場所及び再処理を行う使用済燃料の量」を記載した計画を策定し、経済産業大臣の認可を得たものと認識している。



補足説明資料 1-10



## 回収されるウラン及びプルトニウムの利用目的について

再処理事業指定申請書 添付書類一「再処理の事業の目的に関する説明書」において、「当社の再処理の事業は、使用済燃料から回収されるウラン及びプルトニウムを原子炉の燃料として利用する“等”の平和の目的に利用する」旨が記しているが、以下の理由により、令和2年3月13日に実施した事業変更許可申請に係る一部補正において“等”の記載を削除した。

“等”の記載については、再処理事業指定（平成4年12月24日）の段階から記載されている。

当時の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画では、使用済燃料は再処理し、プルトニウム及び回収ウランを利用していくことの考え方「再処理-リサイクル路線」を基本として、これに沿って着実、かつ、段階的に開発努力を積み重ねることとすること及び使用済燃料の再処理により得られるプルトニウムは、高速増殖炉で利用することを基本とするが、できる限り早期に軽水炉及び新型転換炉において一定規模でのプルトニウム利用を進めるとしていた。

したがって、当社事業において回収したプルトニウムは、原子力研究開発機構の高速増殖炉等の研究開発用にも用いられる可能性があったことから“等”を記載していたものである。

現在のエネルギー基本計画においても高速炉開発に取り組んでいくことが明記されており、引き続き当社事業において回収したプルトニウムが研究開発用に用いられる可能性はあるものの、現状、研究開発を目的としたプルトニウムの具体的な搬出先を明記できないこと、さらに、仮に回収したプルトニウムを当社 MOX 工場以外に搬出する場合、搬出に伴う設備対応が必要となり、これに伴う事業変更許可申請が必要になると考えられる。したがって、本変更において“等”を記載している理由はなく、今回の事業変更許可申請から“等”を削除することを判断したものである。

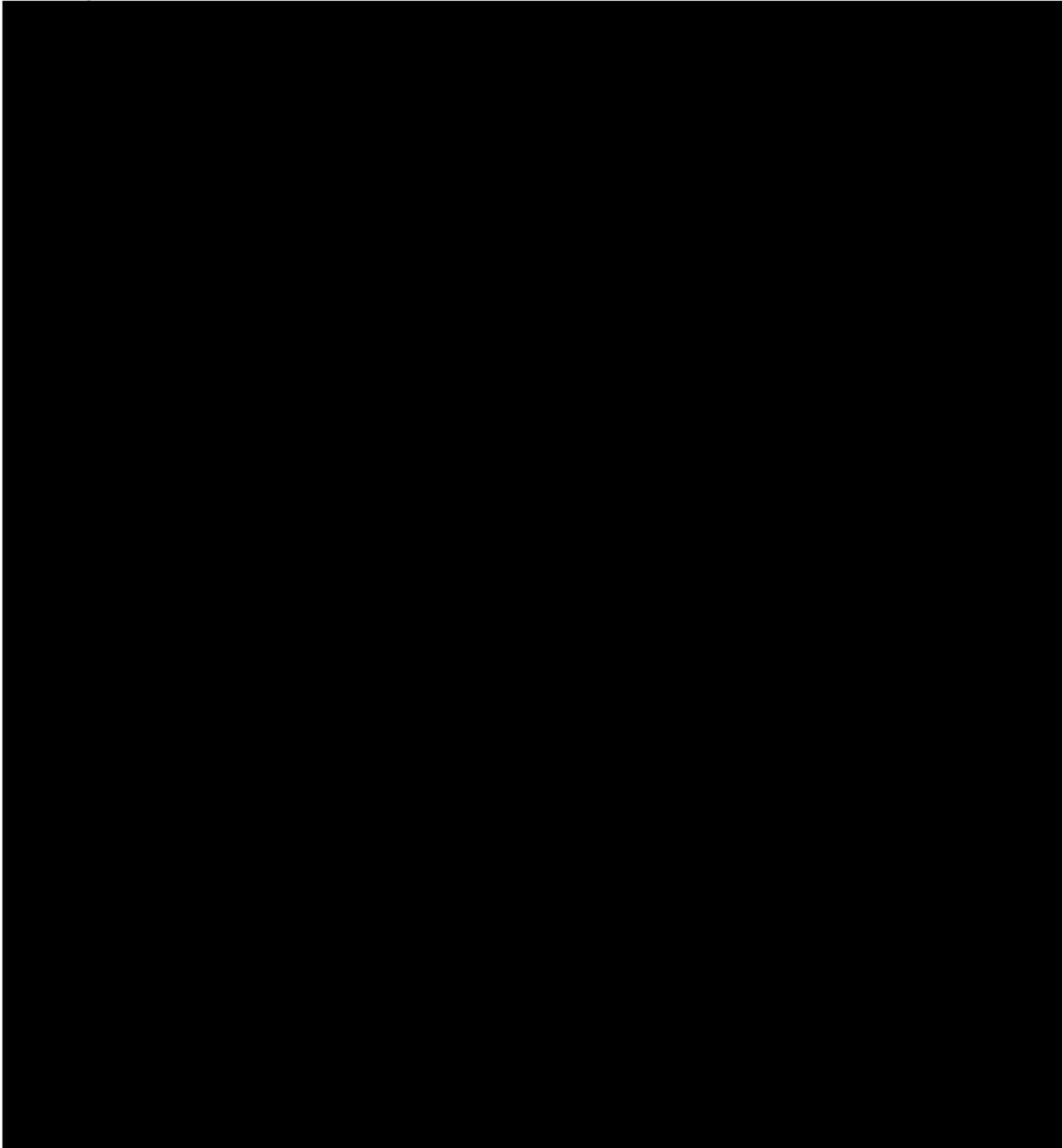
以上



補足説明資料 1-11

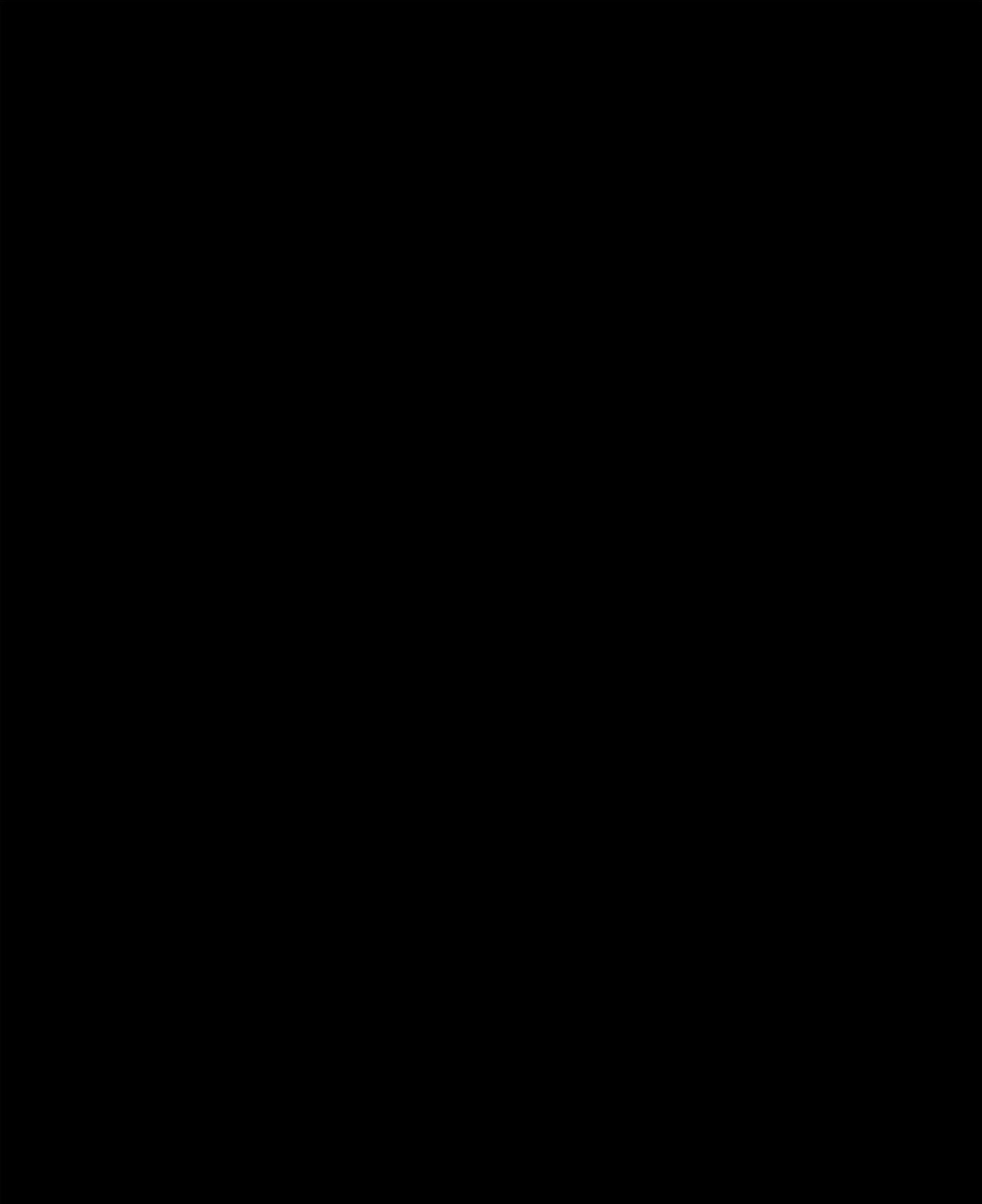


使用済燃料再処理役務委託契約に係る三者間覚書



■については商業機密の観点から公開できません。

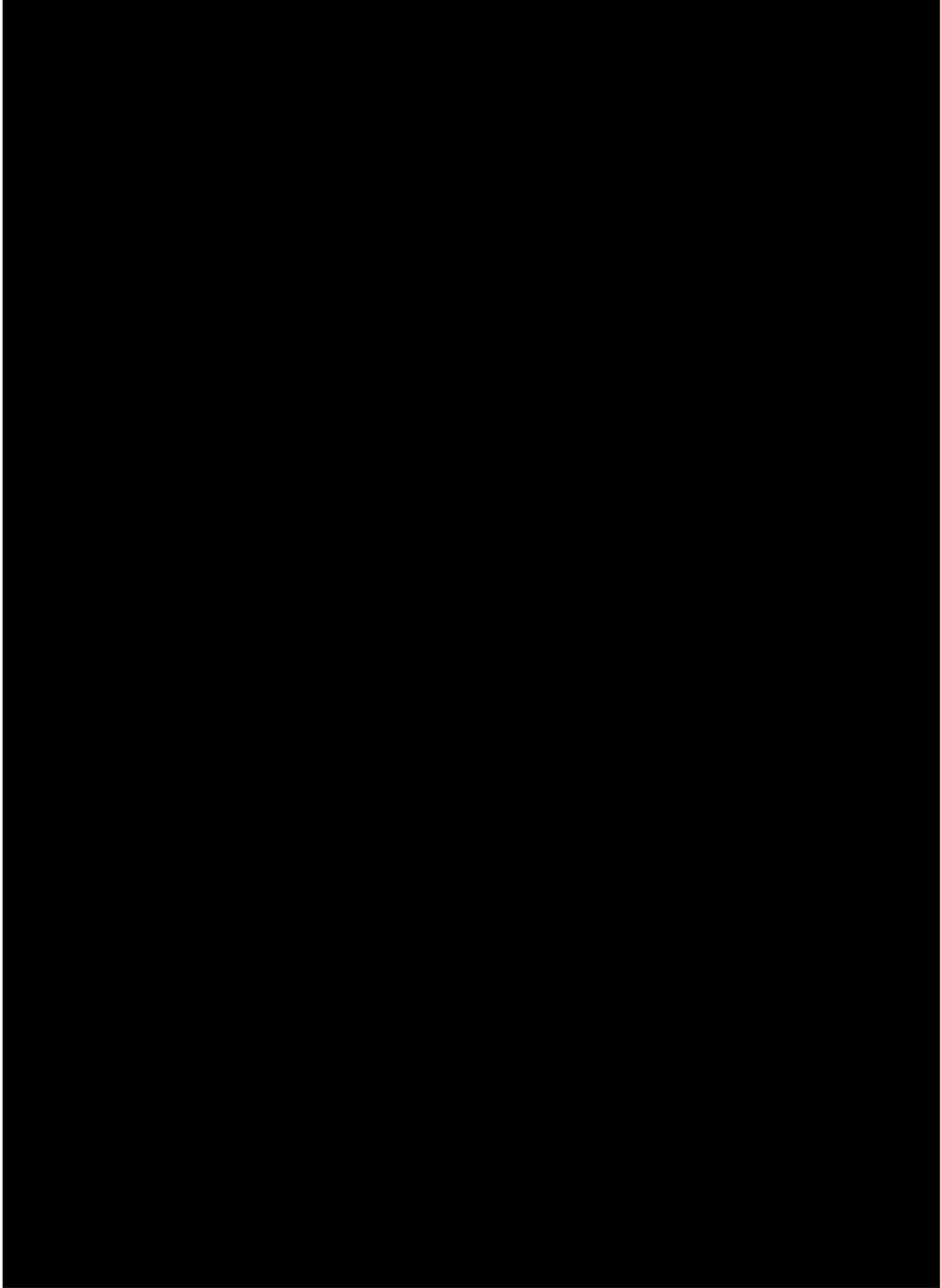
補-1-11-1



■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-2

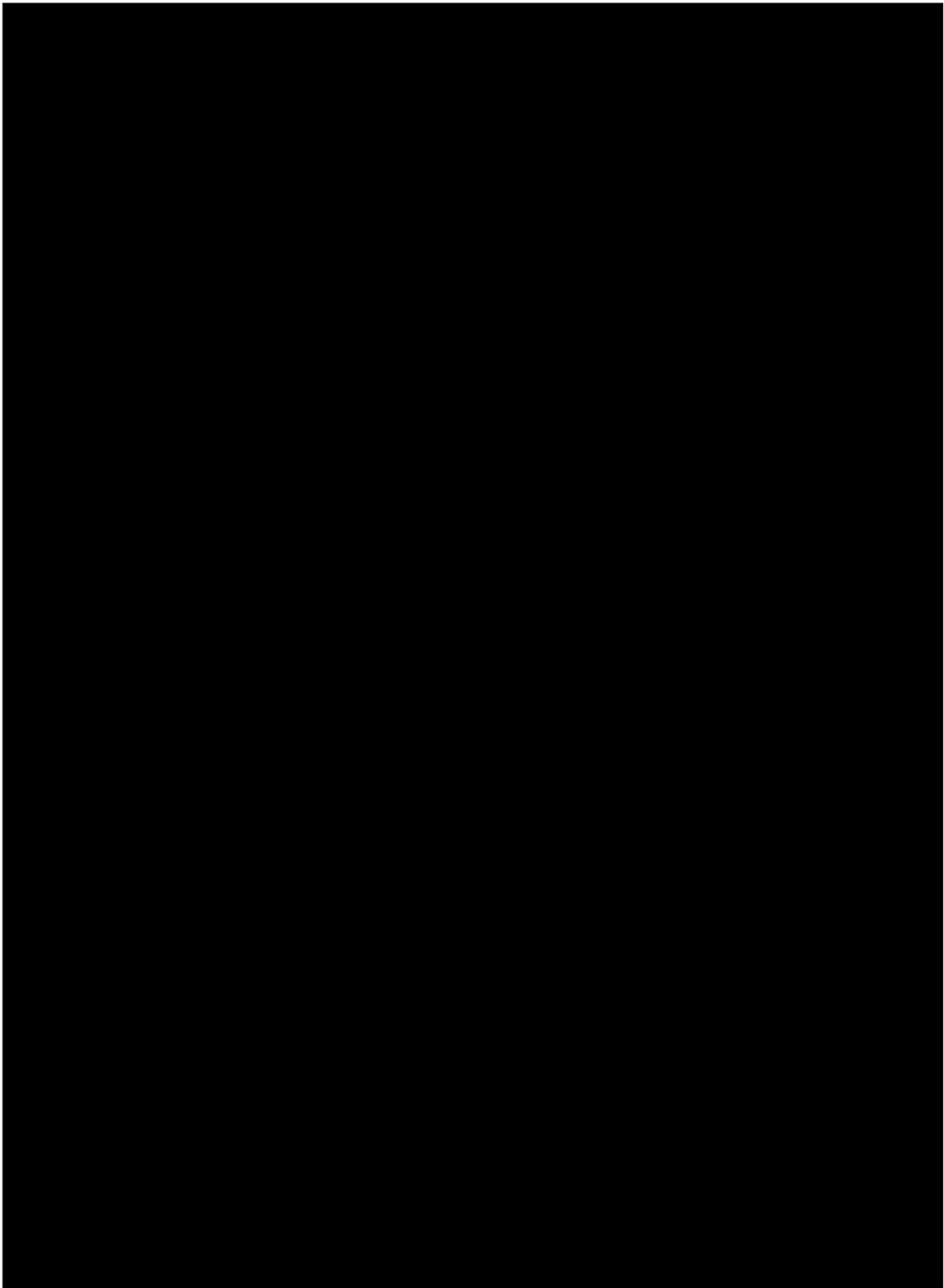




■■■■■

については商業機密の観点から公開できません。

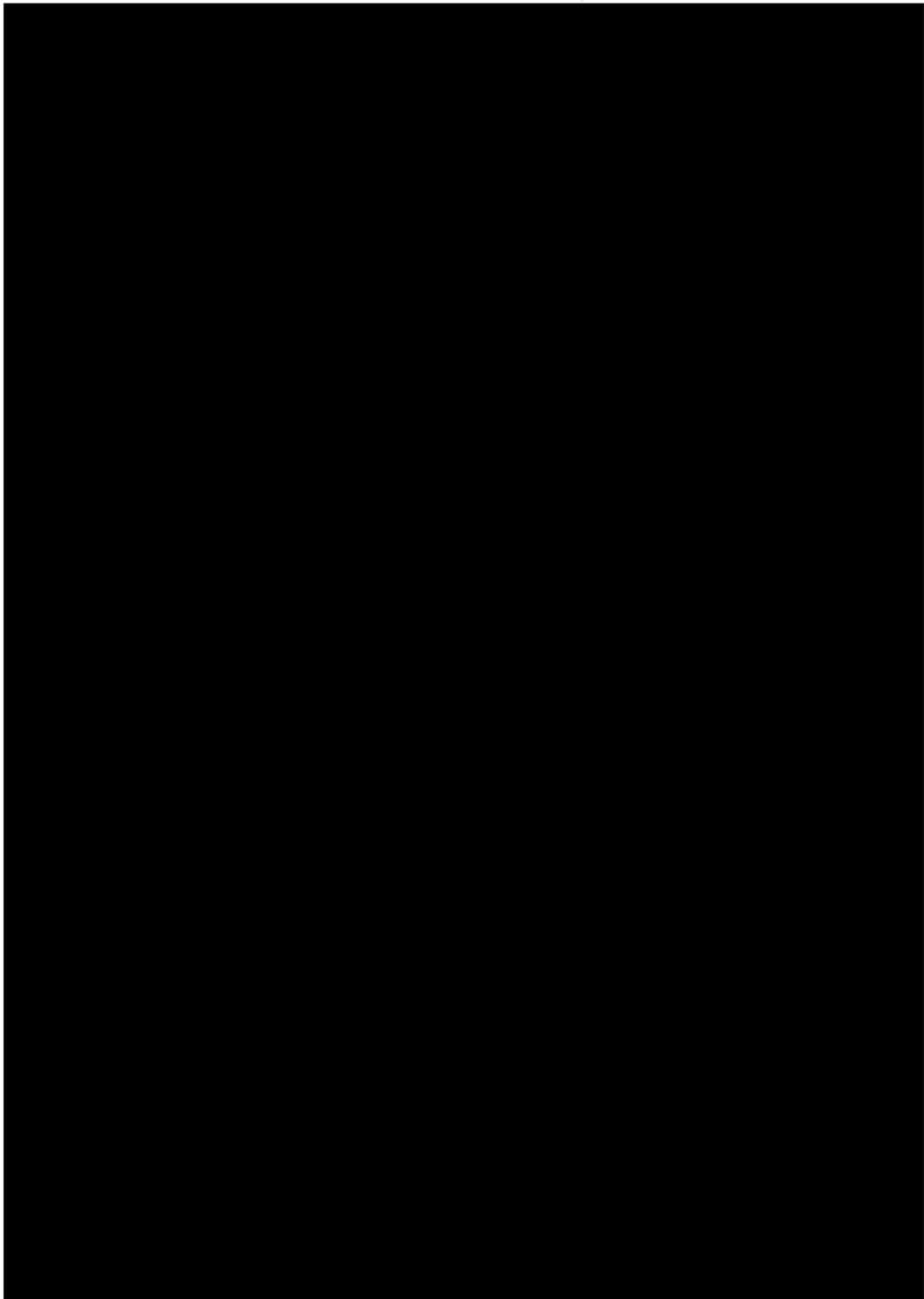
補-1-11-4



■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

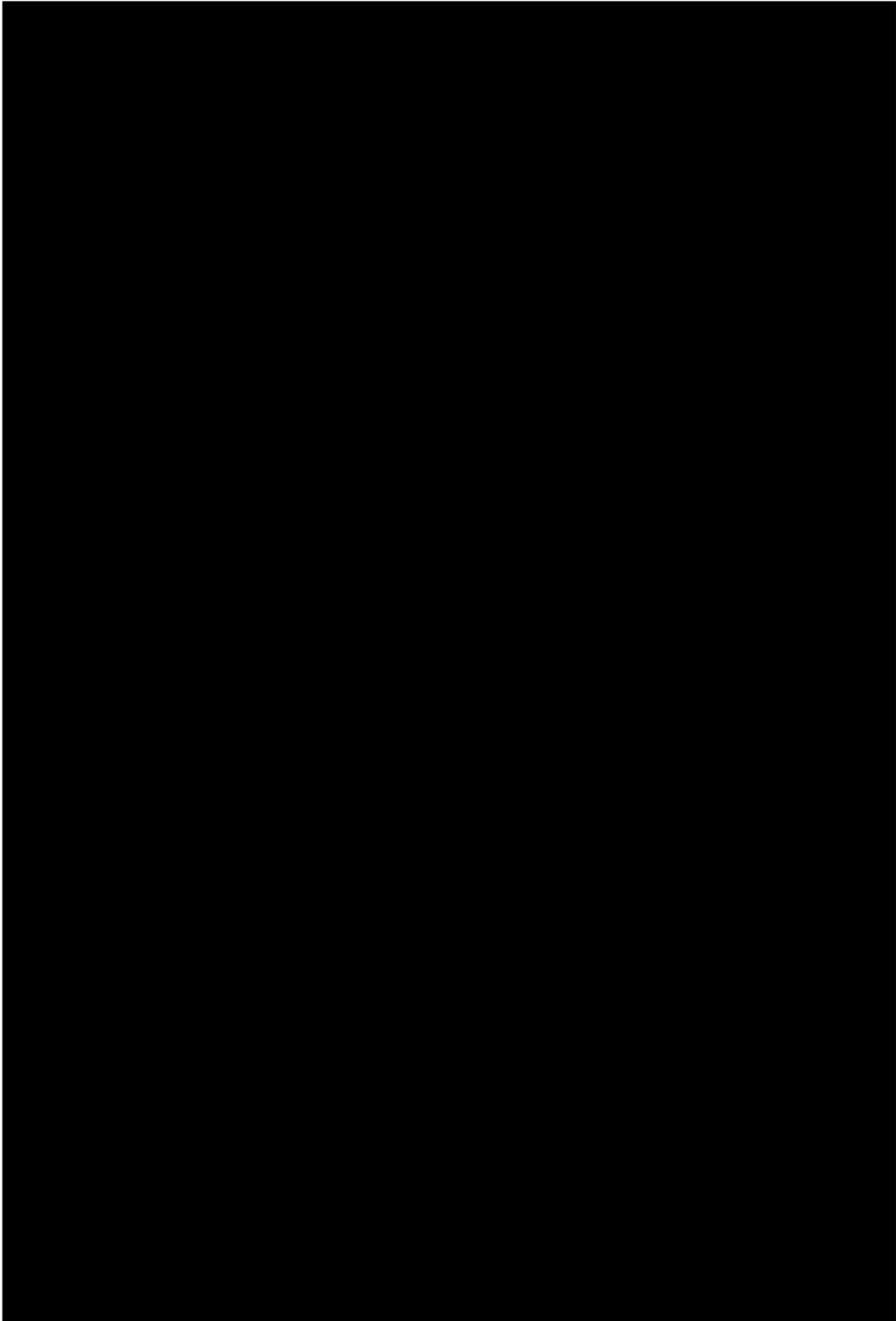
補-1-11-5





■■■■■■■■■■ ■■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

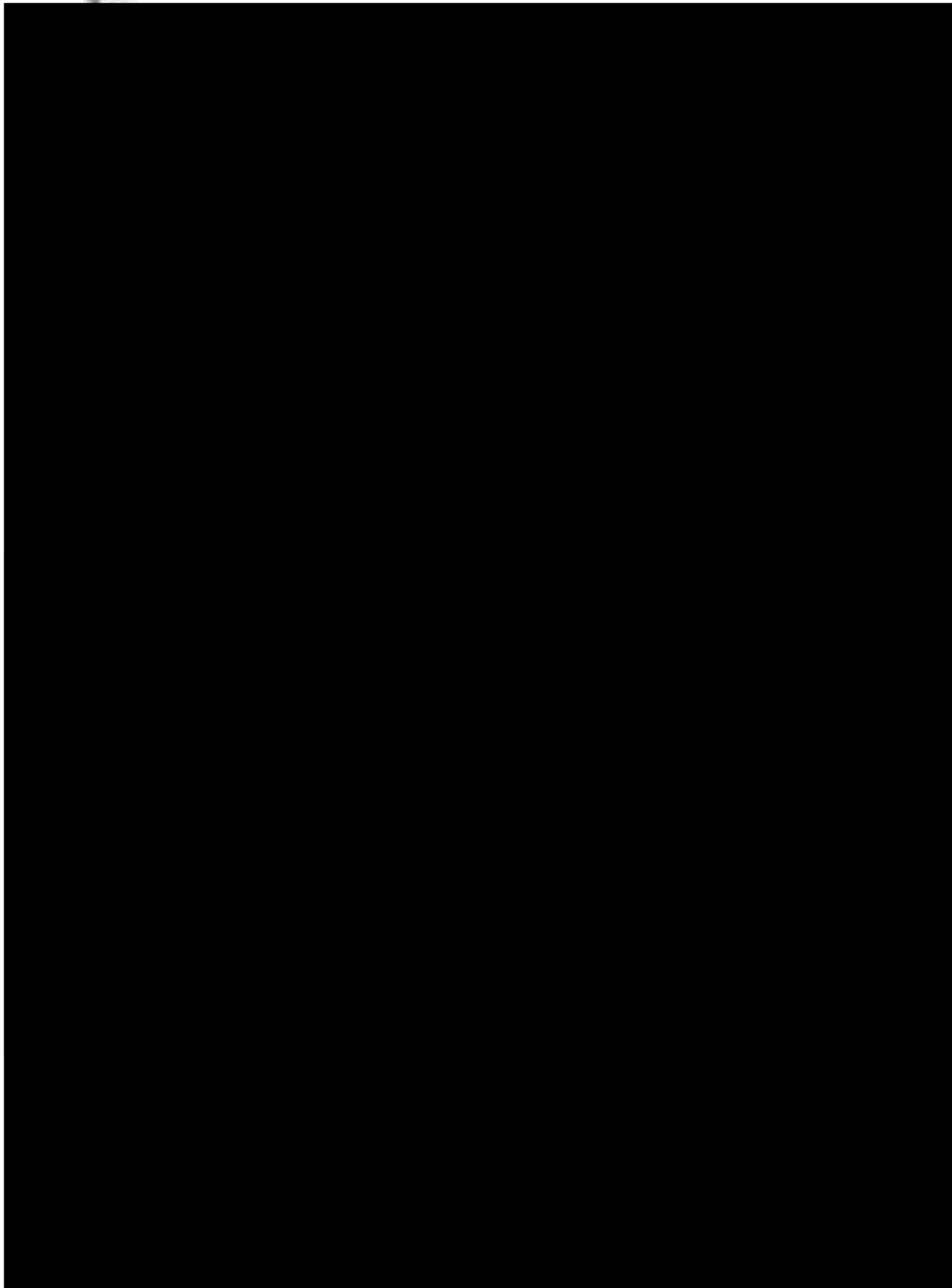
補-1-11-7



■ については商業機密の観点から公開できません。

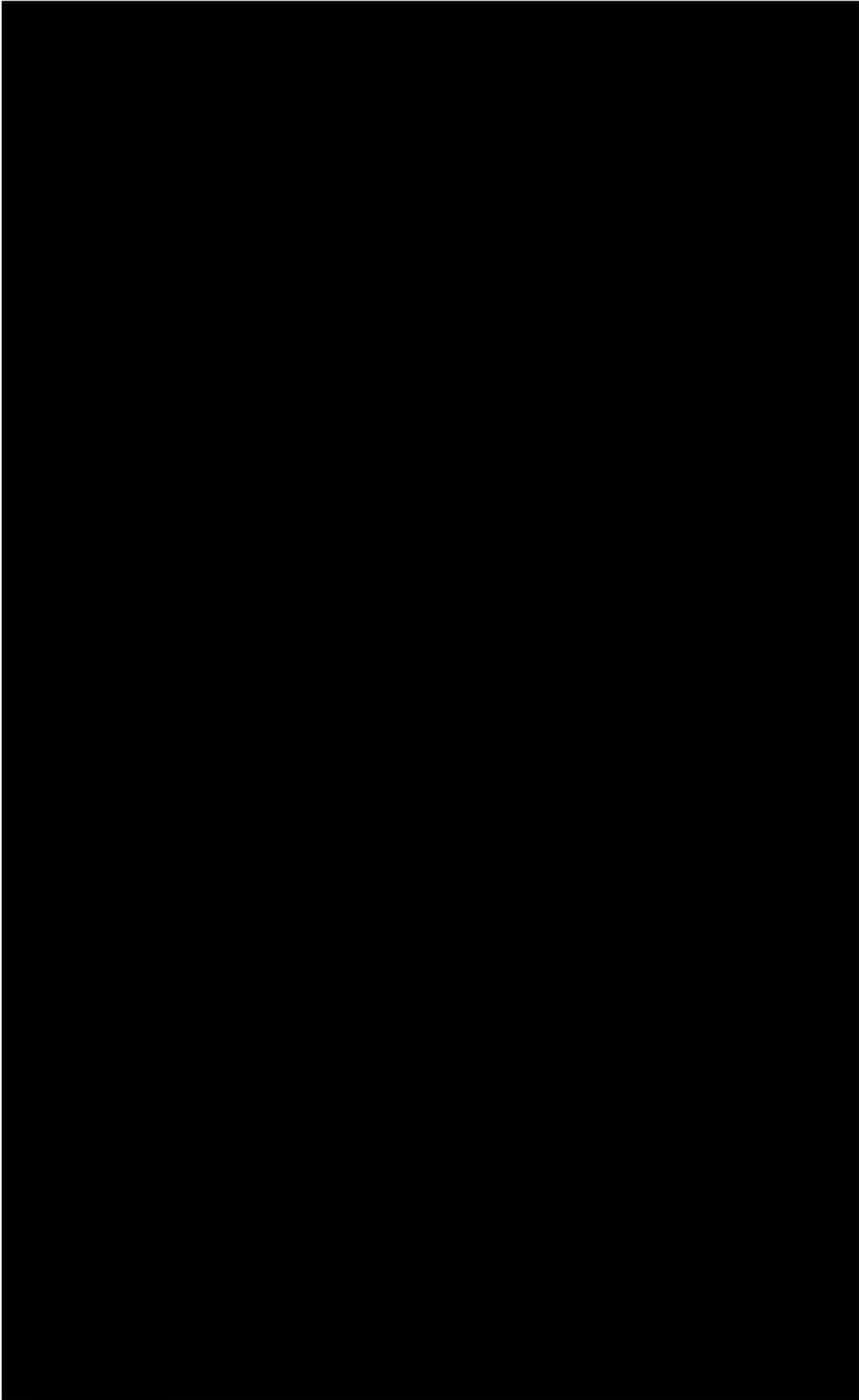
補-1-11-8





■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

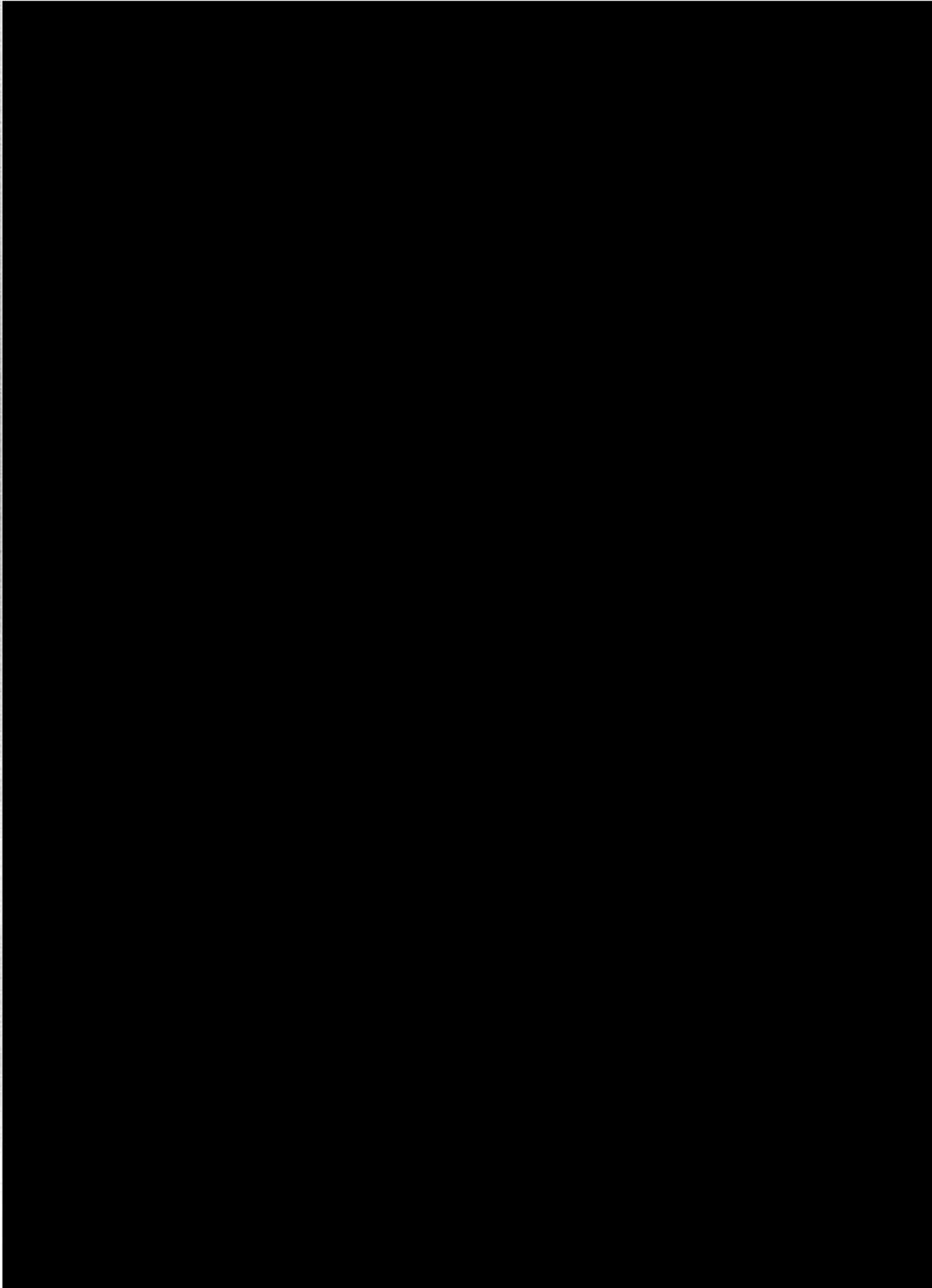
補-1-11-10



補-1-11-11



については商業機密の観点から公開できません。



■■■■■■■■■■ ■■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-12

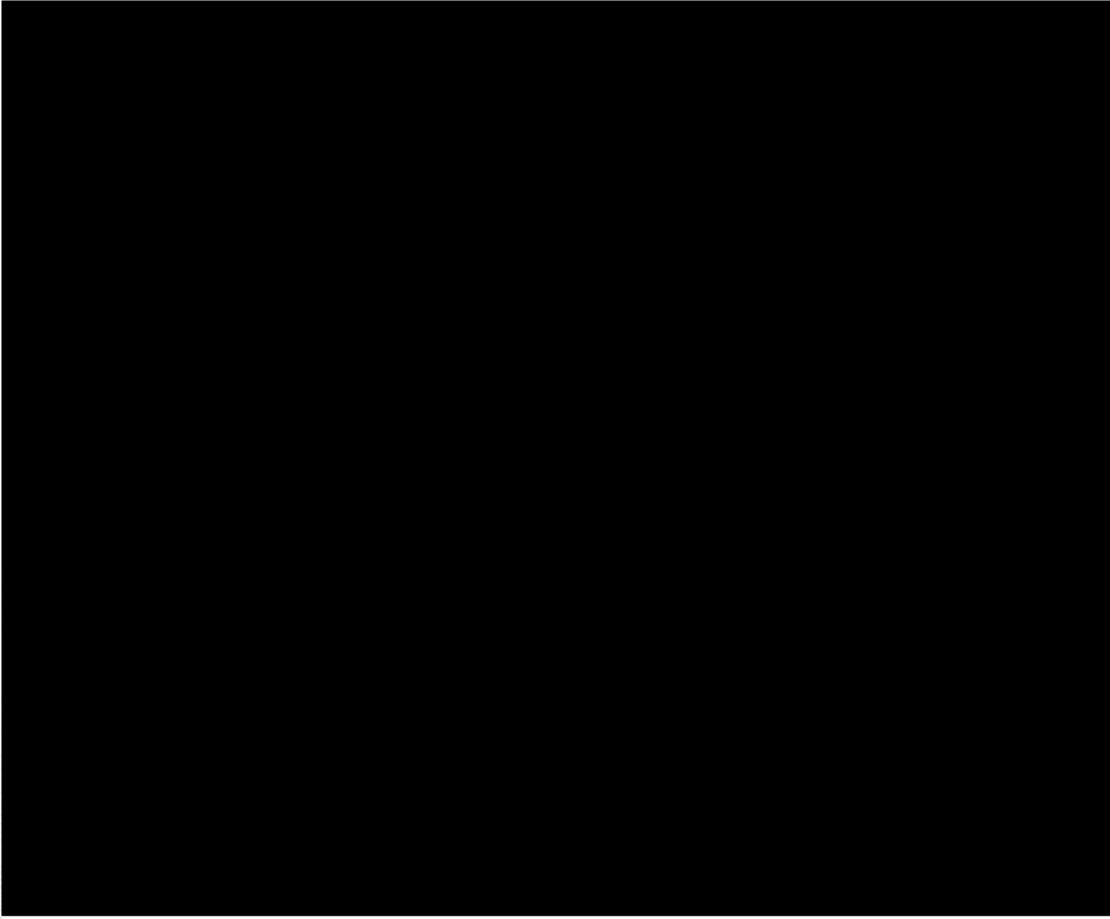








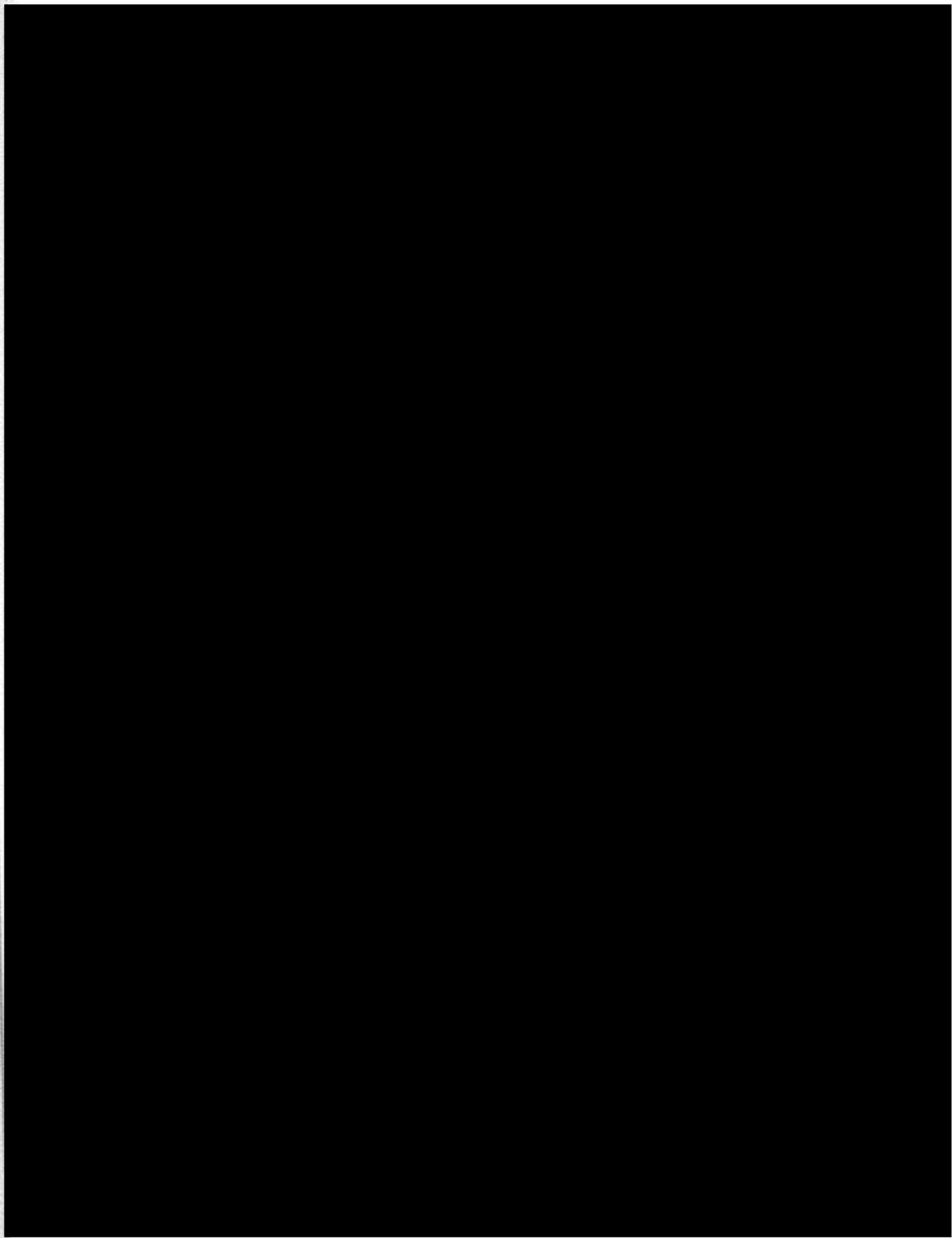




■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-18





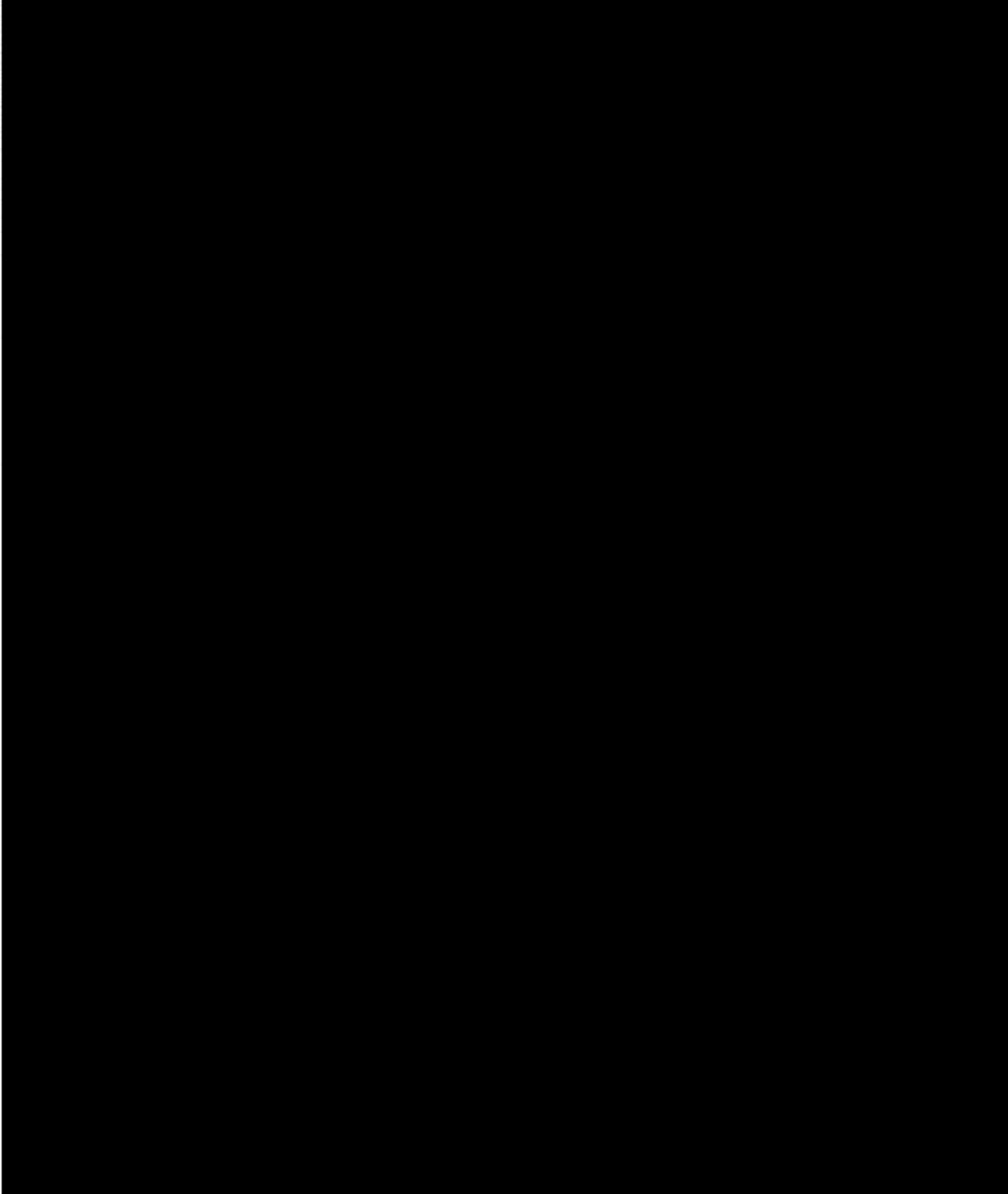
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-20



■■■■■■■■■■ ■■■■■■については商業機密の観点から公開できません。

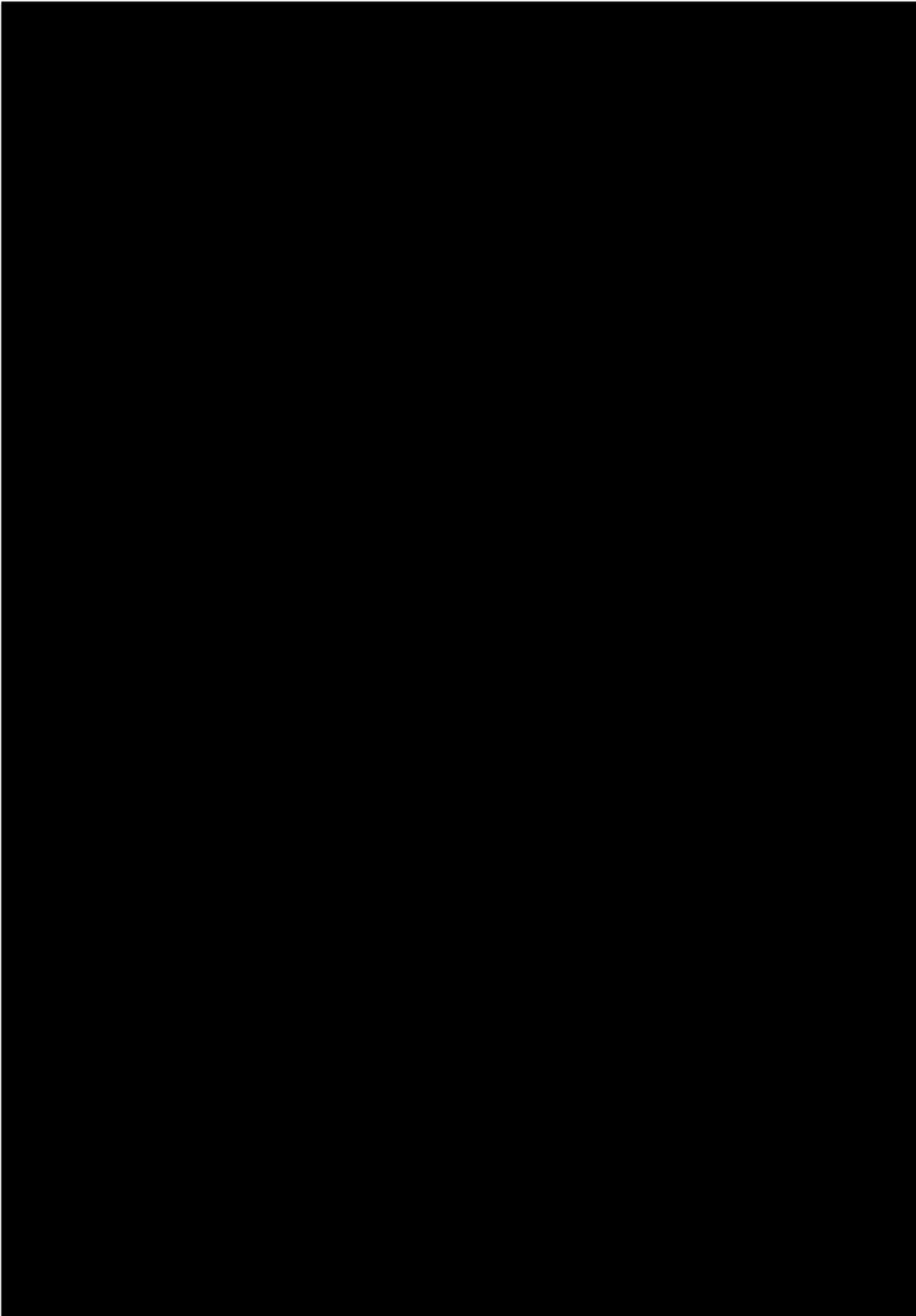
補-1-11-21



■■■■■

については商業機密の観点から公開できません。

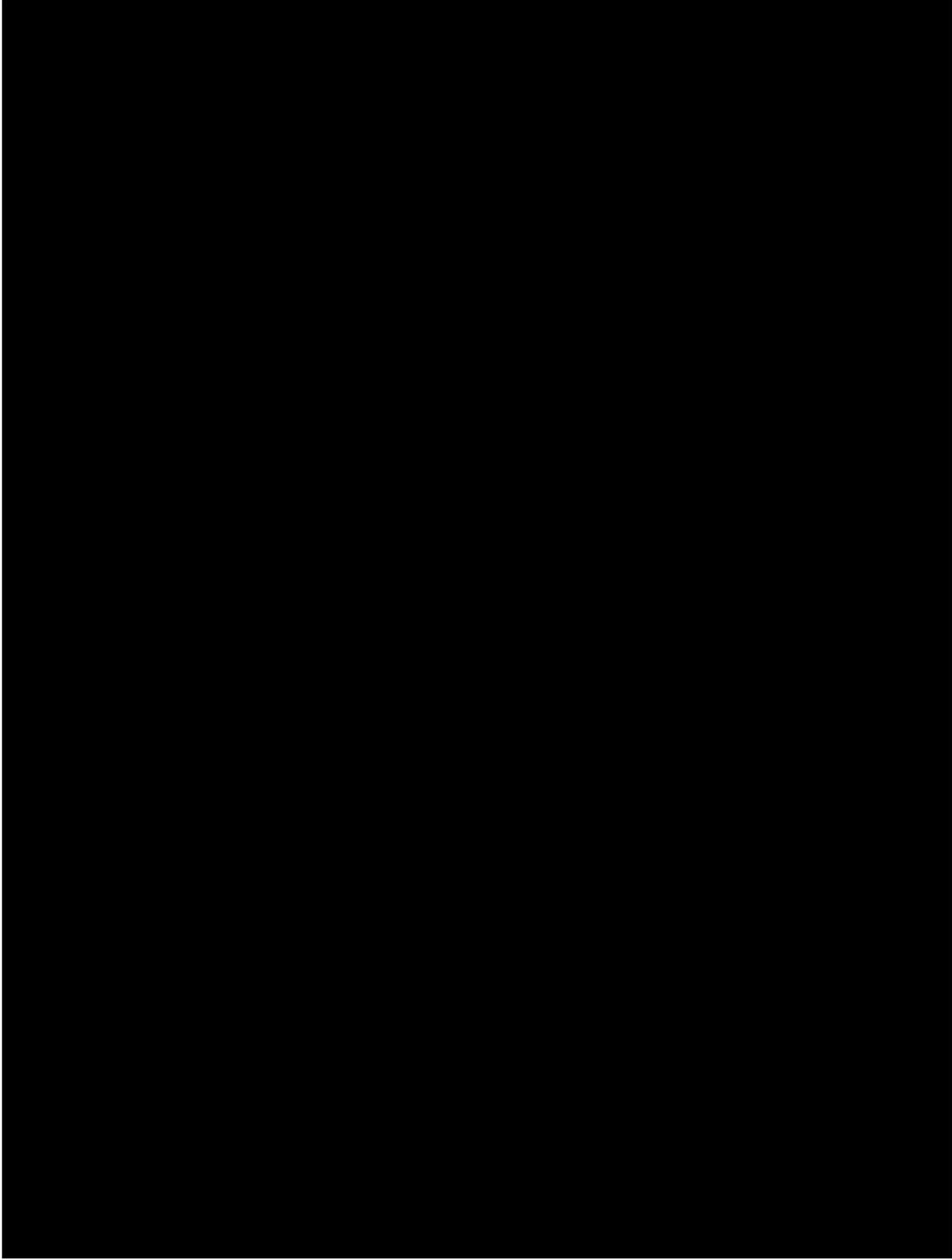
補-1-11-22



■■■■■

については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-23



■■■■■

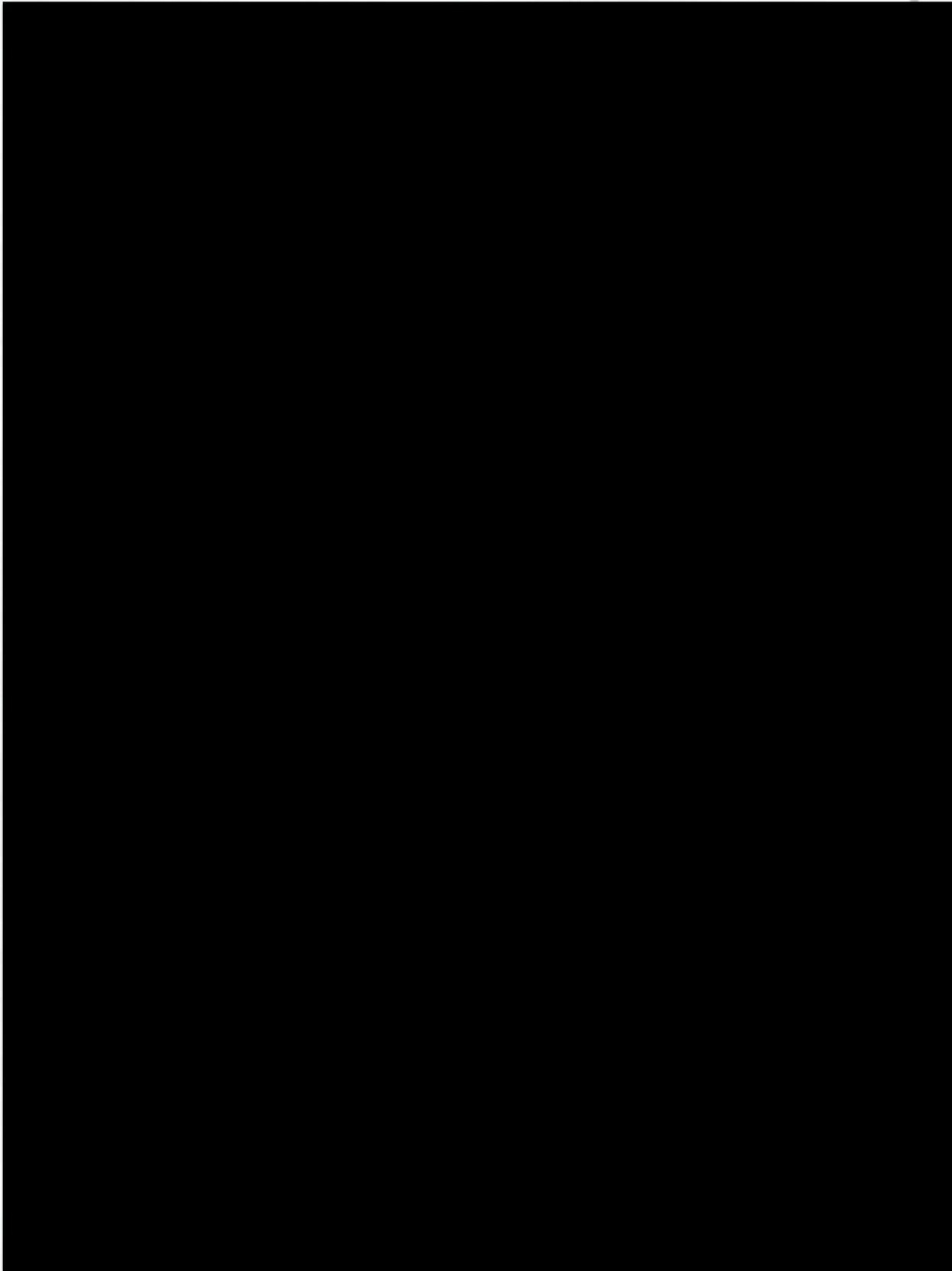
については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-24



■ については商業機密の観点から公開できません。

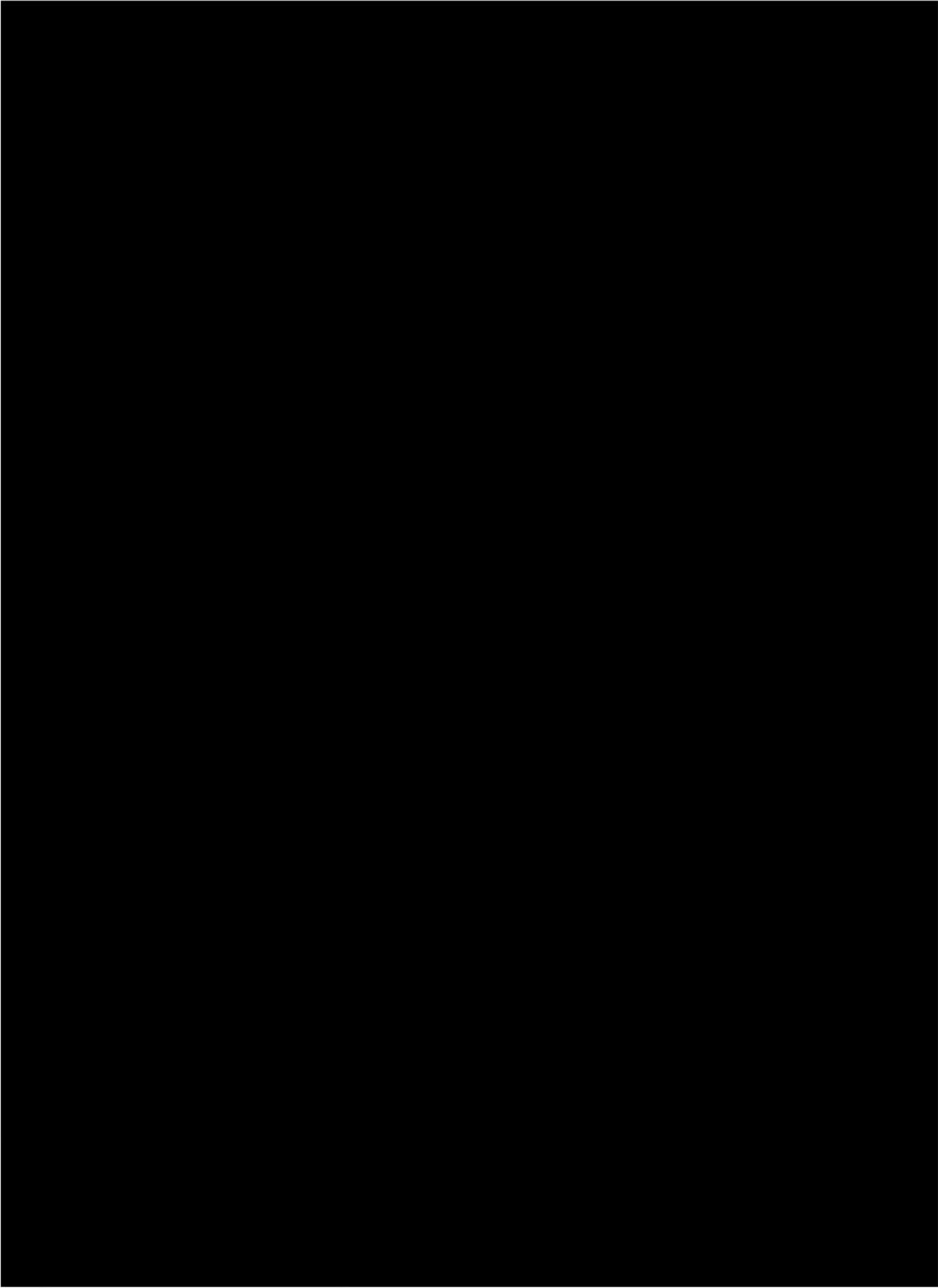
補-1-11-25



■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

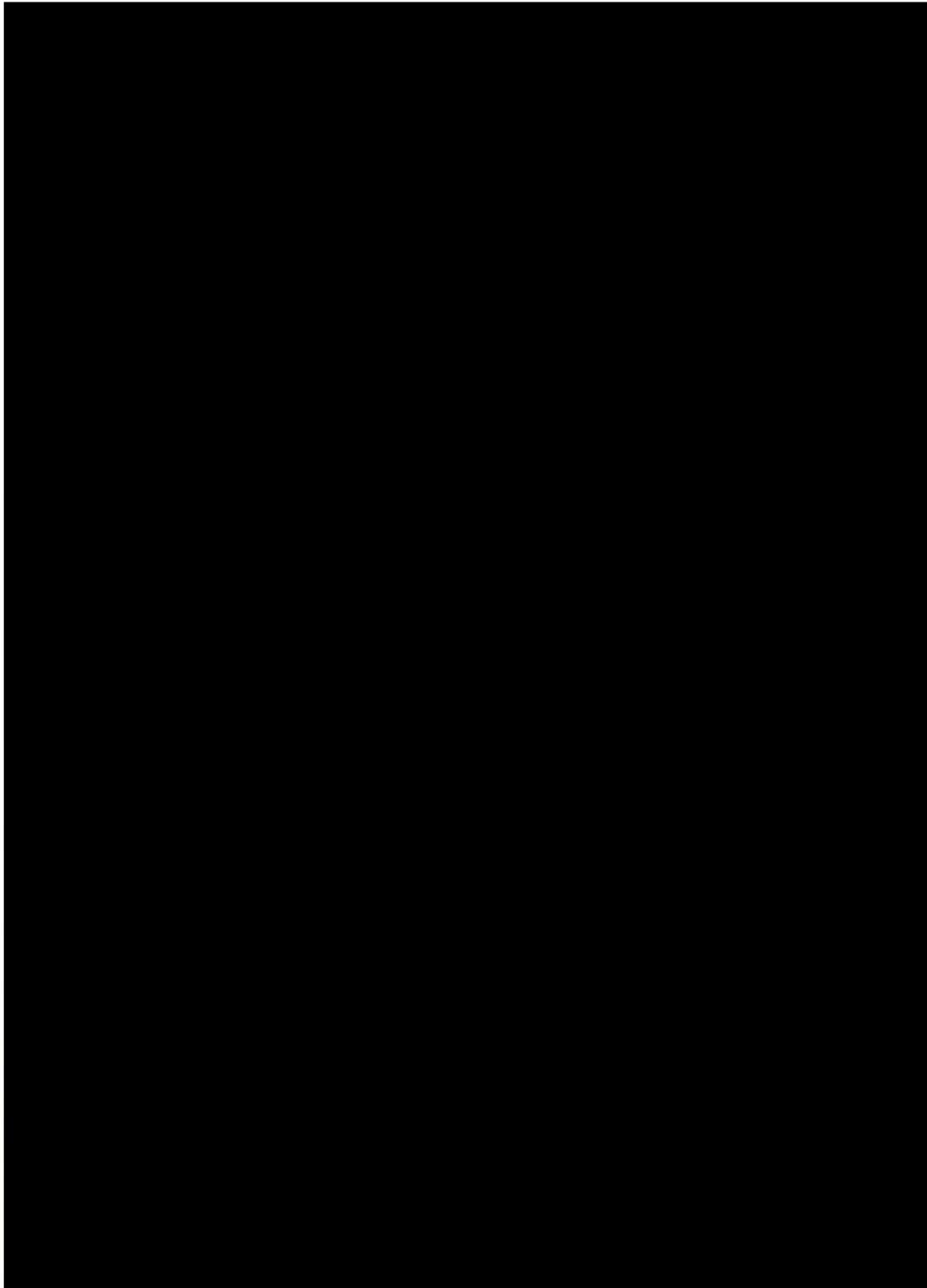
補-1-11-26





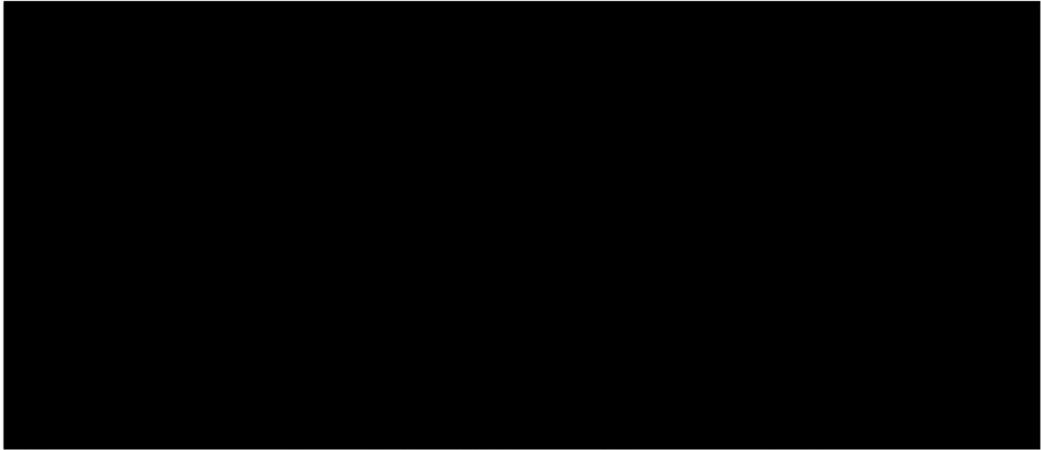
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-28



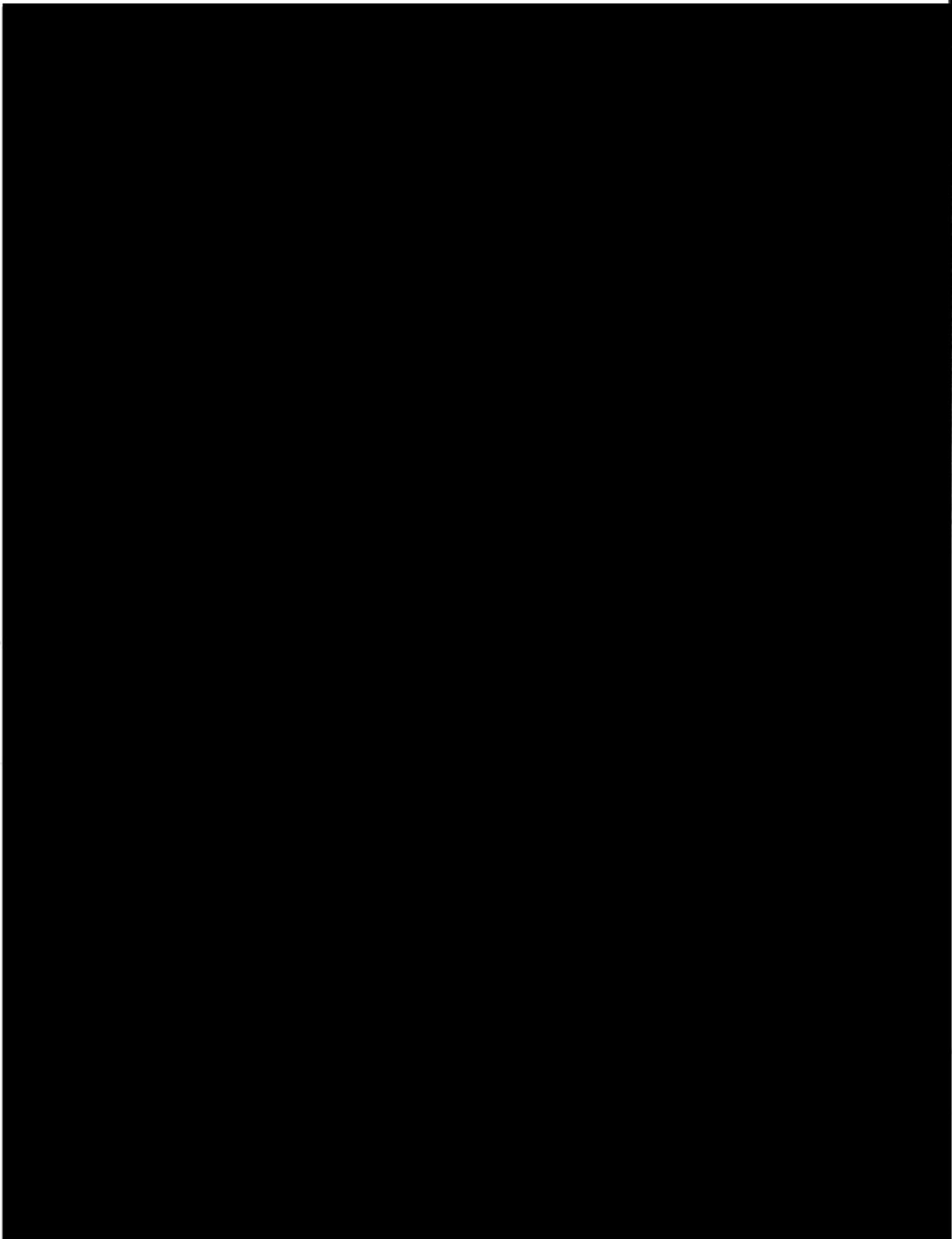
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-29



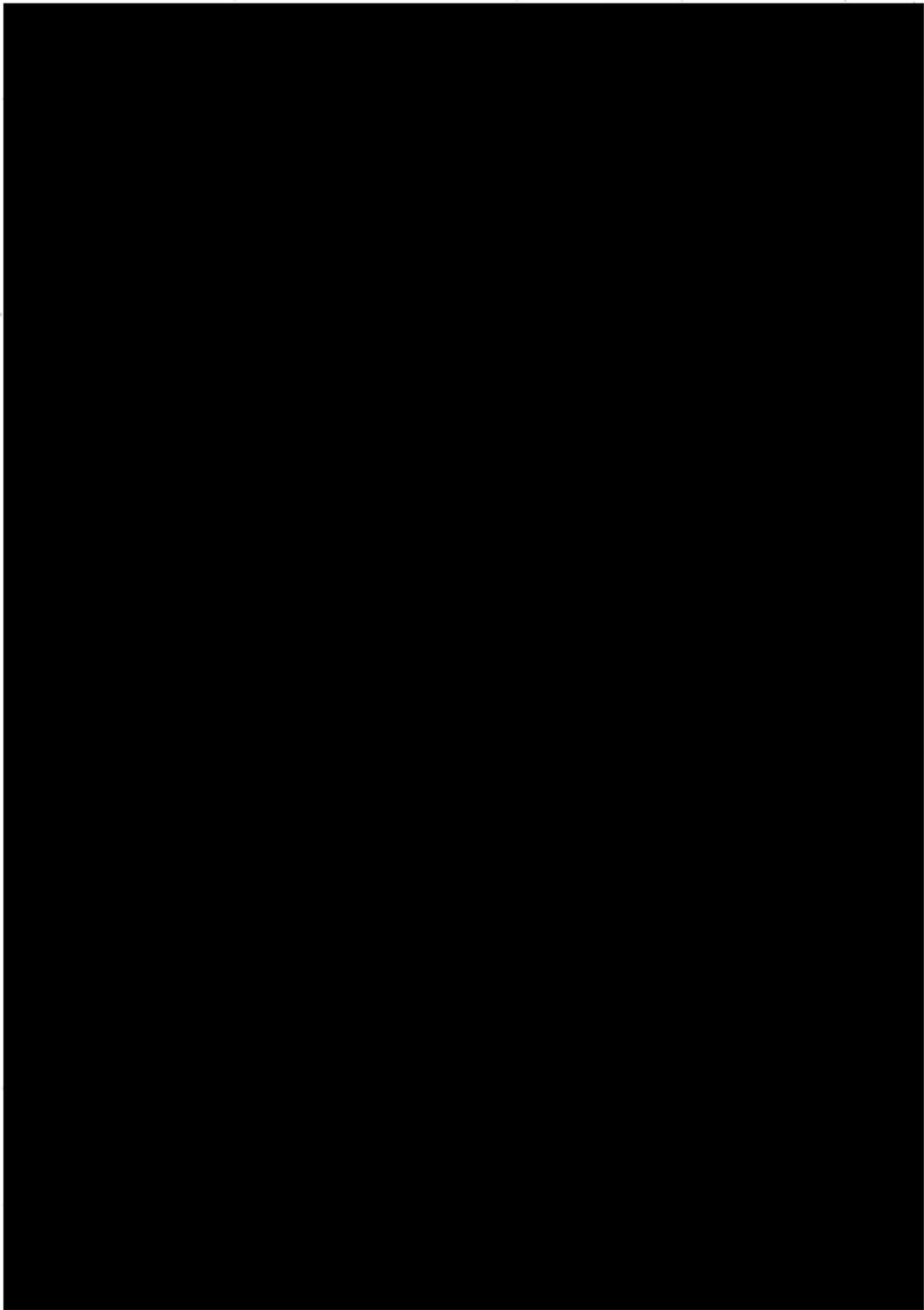
[Faint, illegible text visible through the page, likely bleed-through from the reverse side.]

■ については商業機密の観点から公開できません。



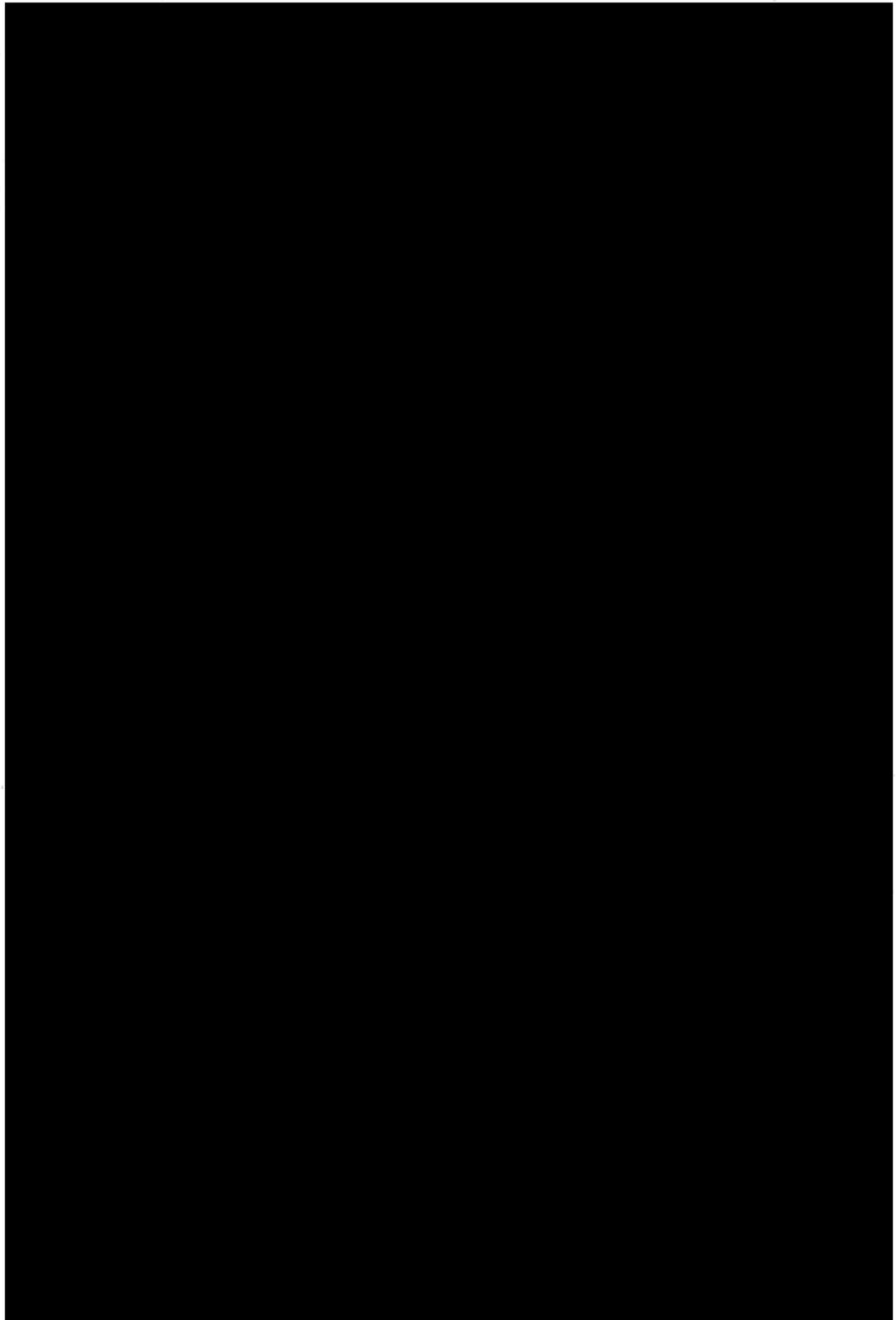
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-31



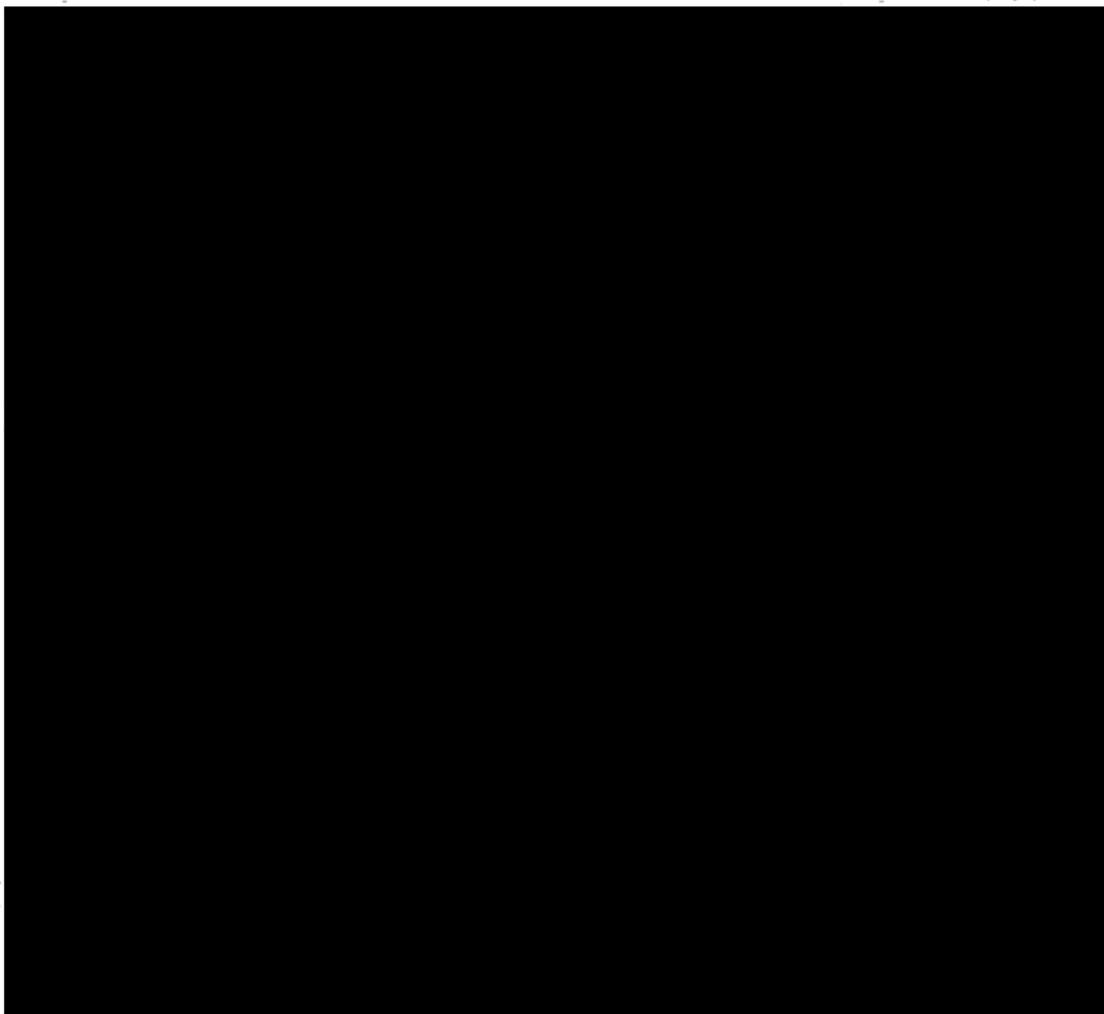
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-32

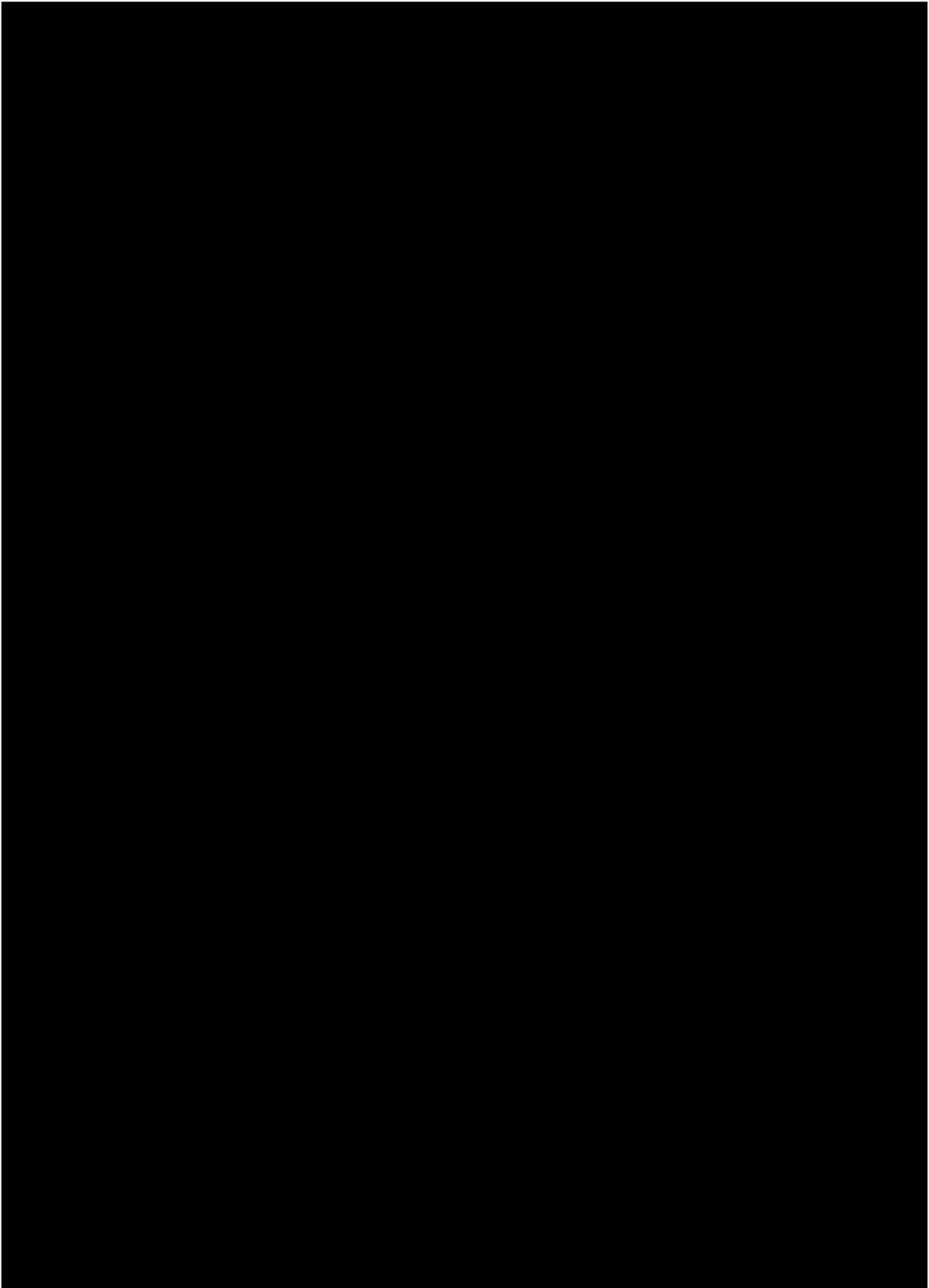


■■■■■■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-33

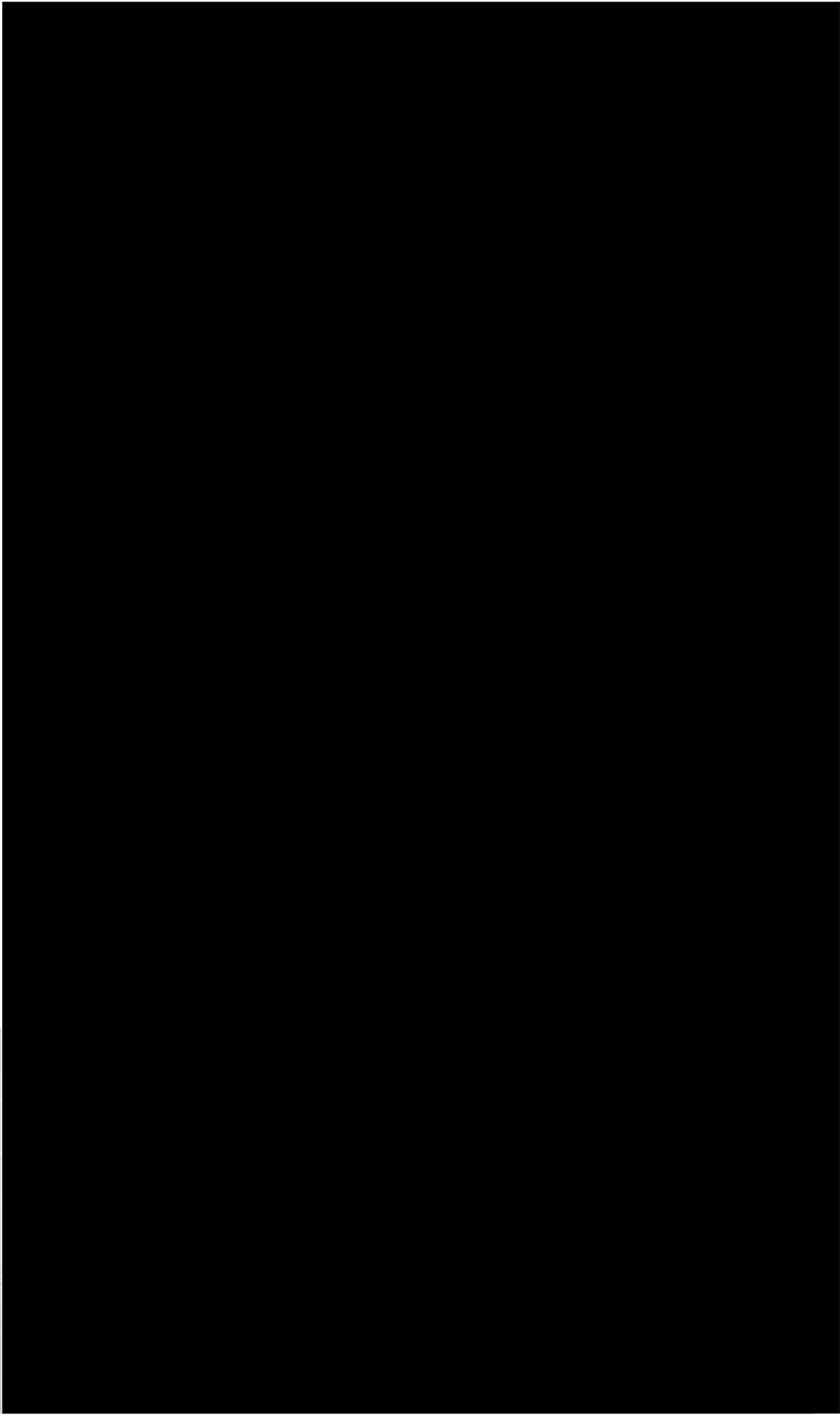


■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。



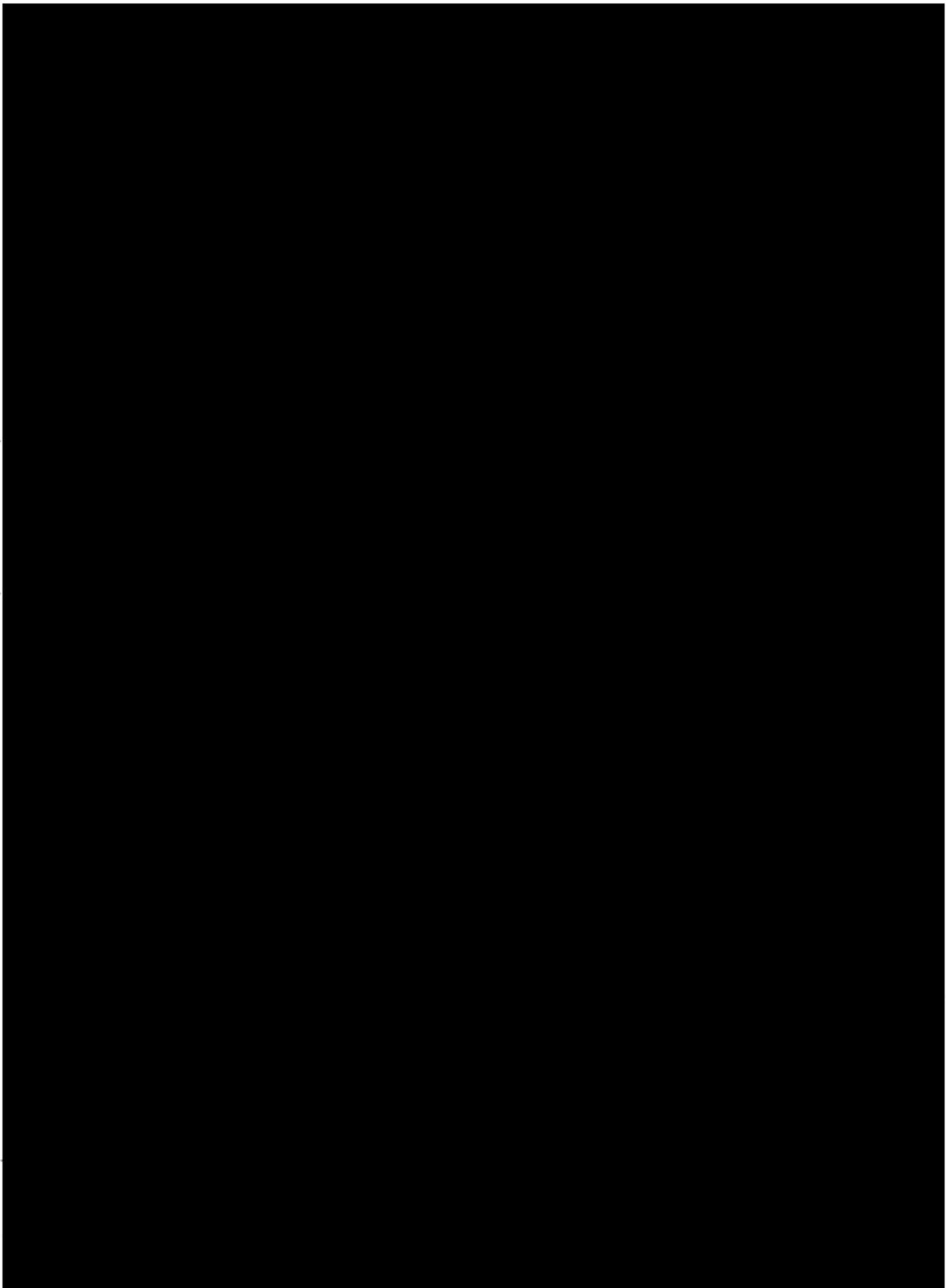
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-35



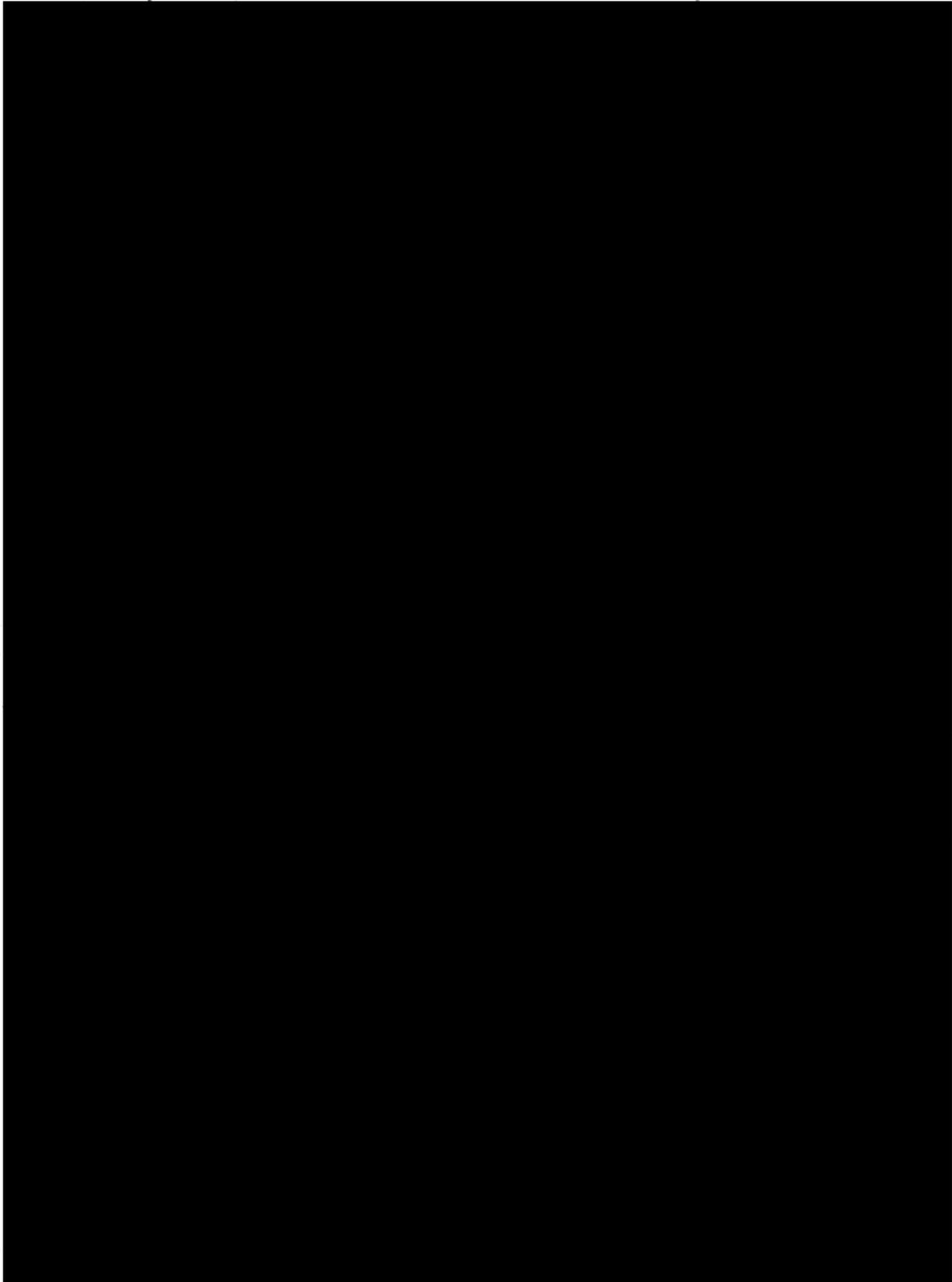
補-1-11-36

■ については商業機密の観点から公開できません。



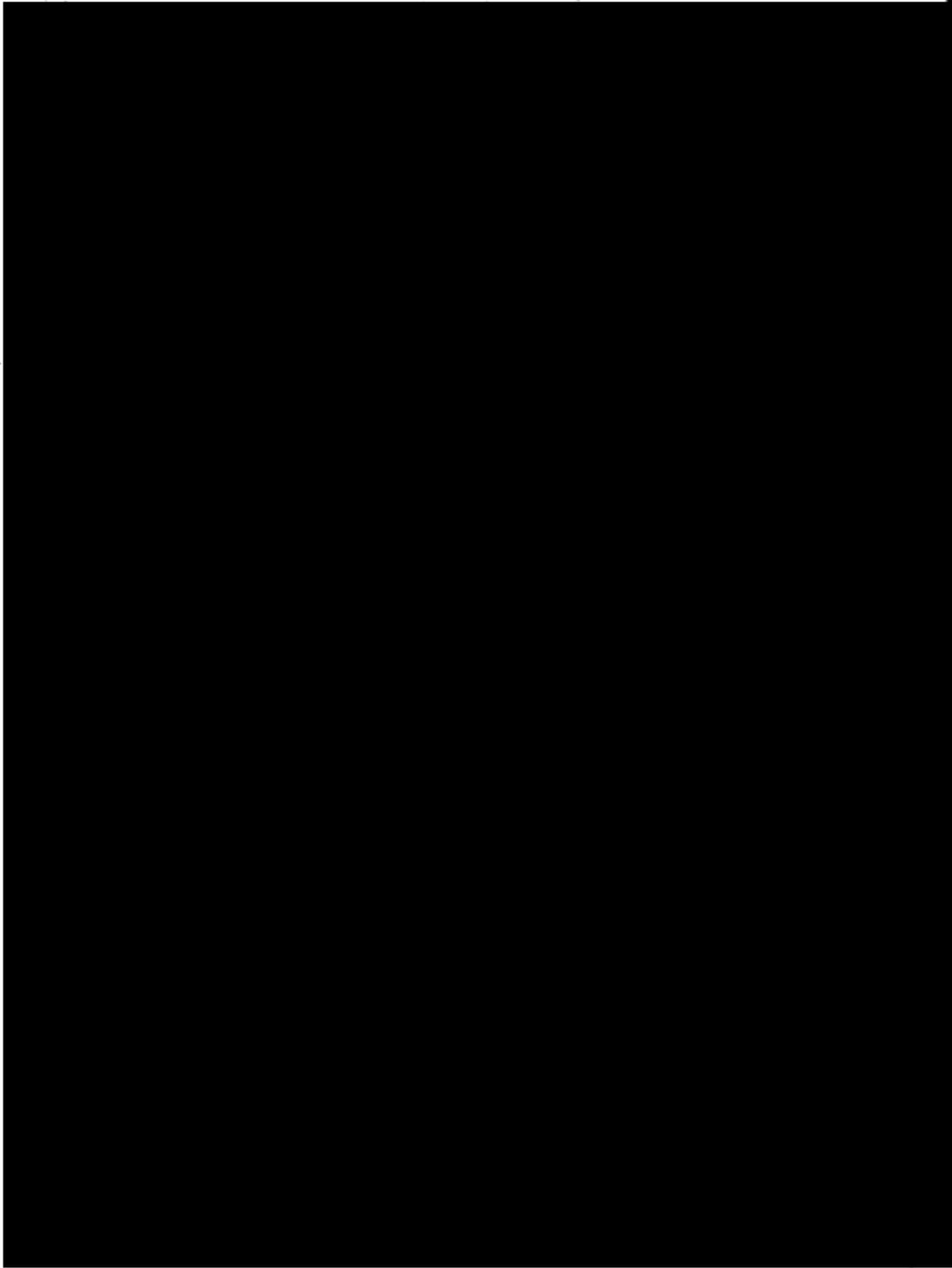
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-37

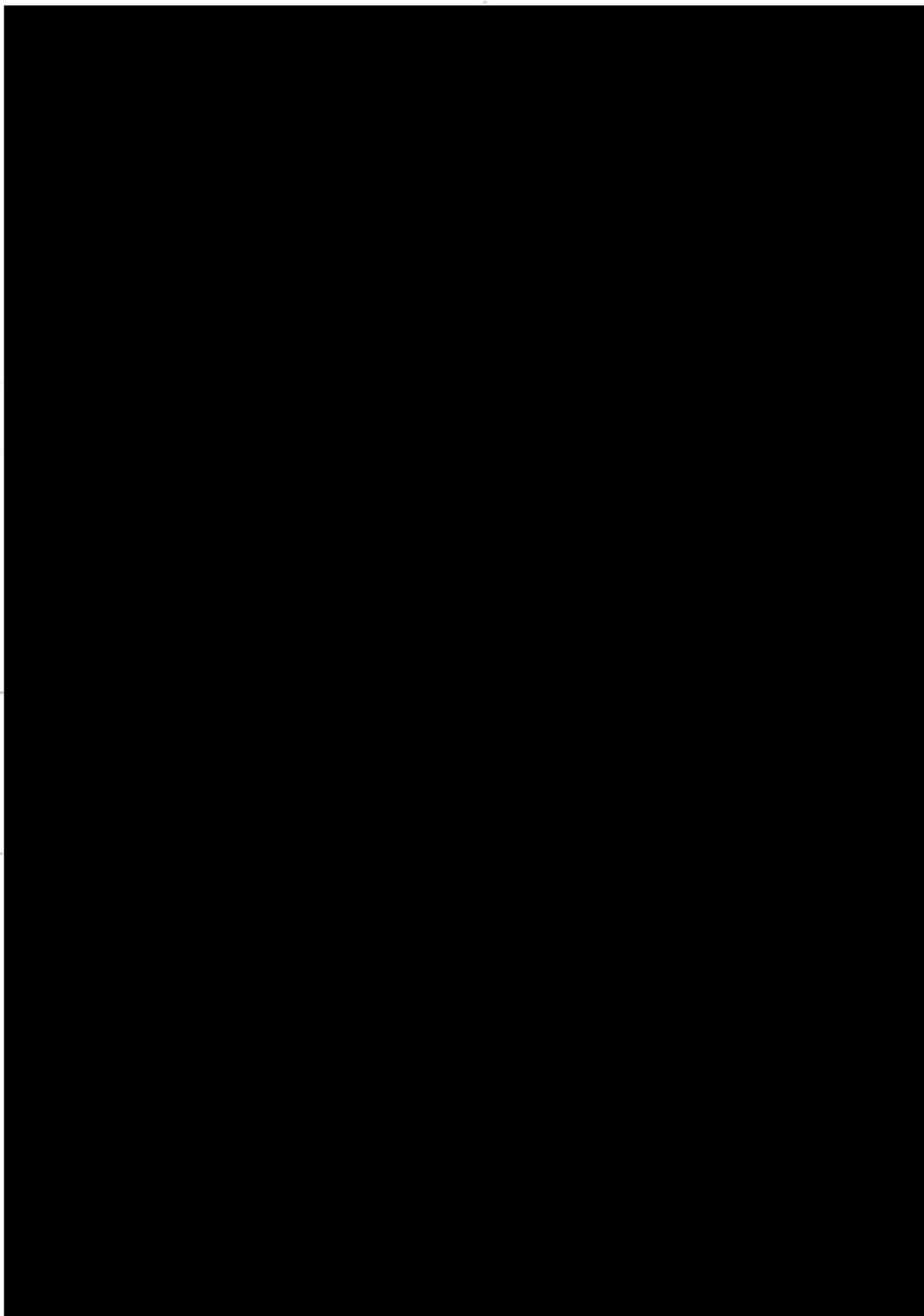


■については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-38

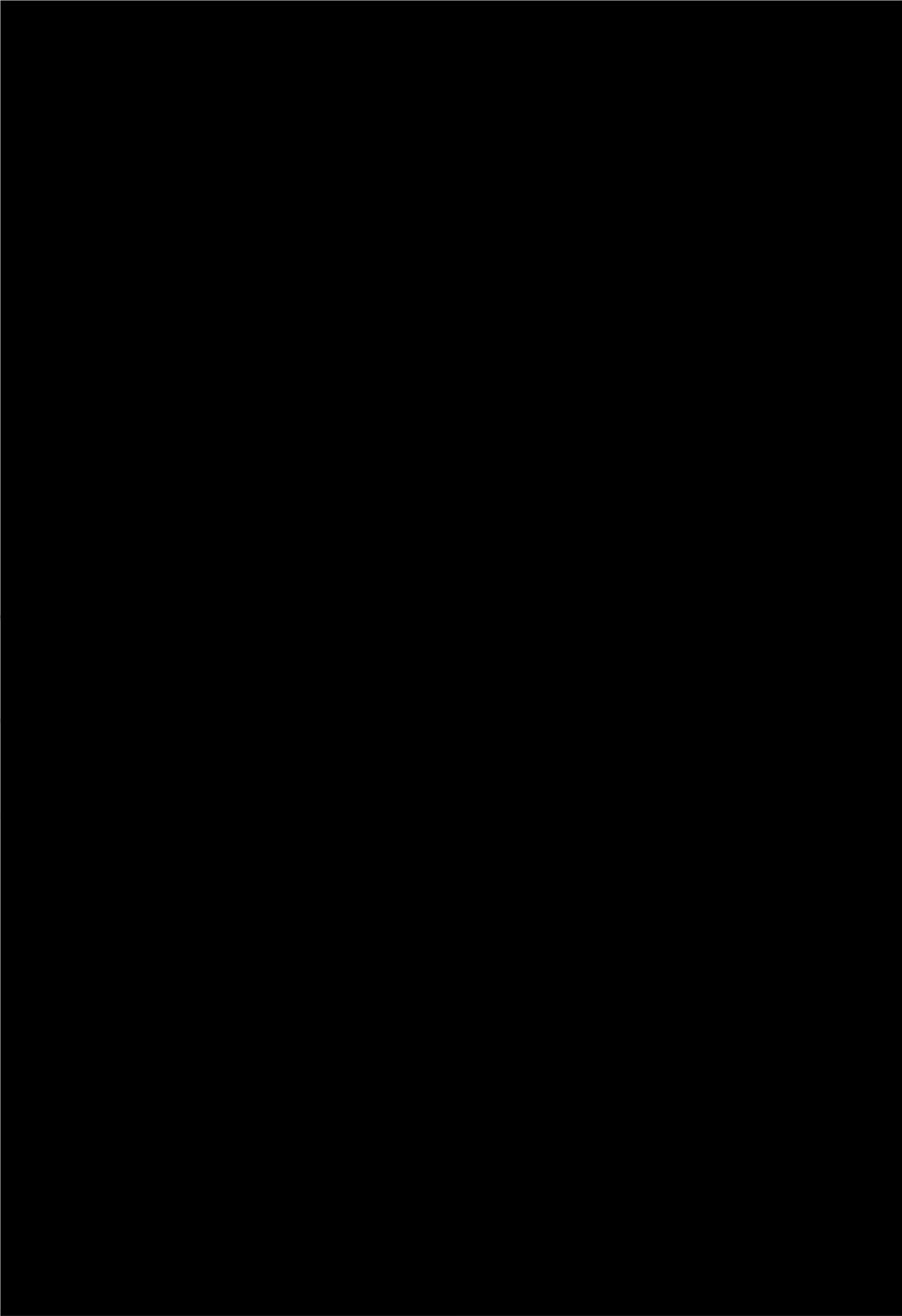


■ については商業機密の観点から公開できません。

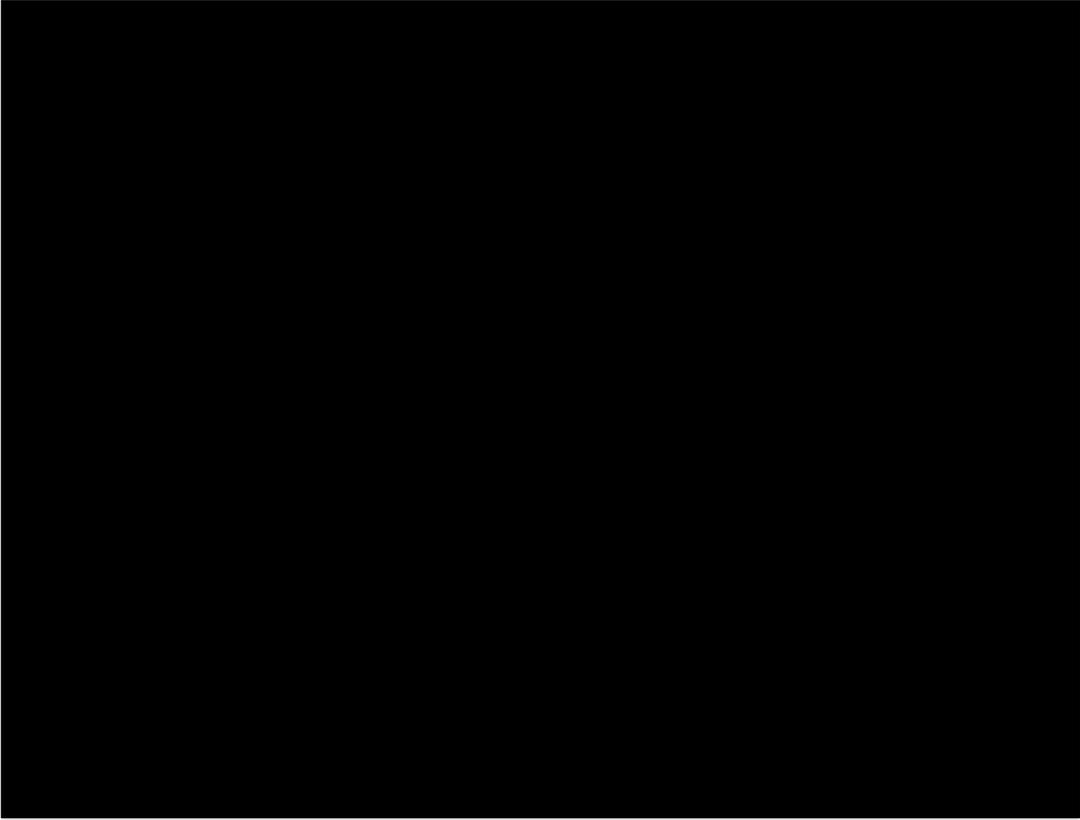


■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-40



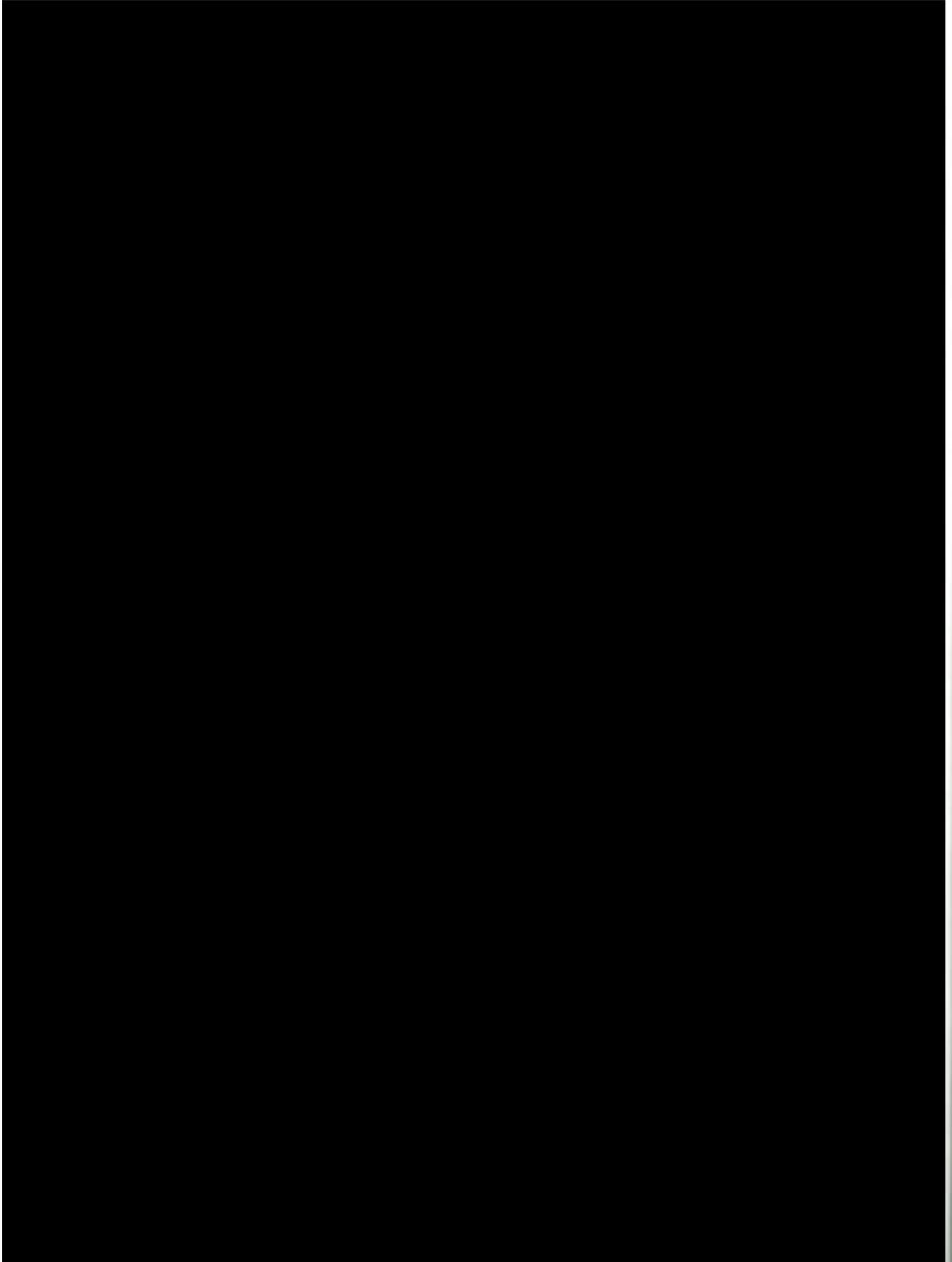
■については商業機密の観点から公開できません。



■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

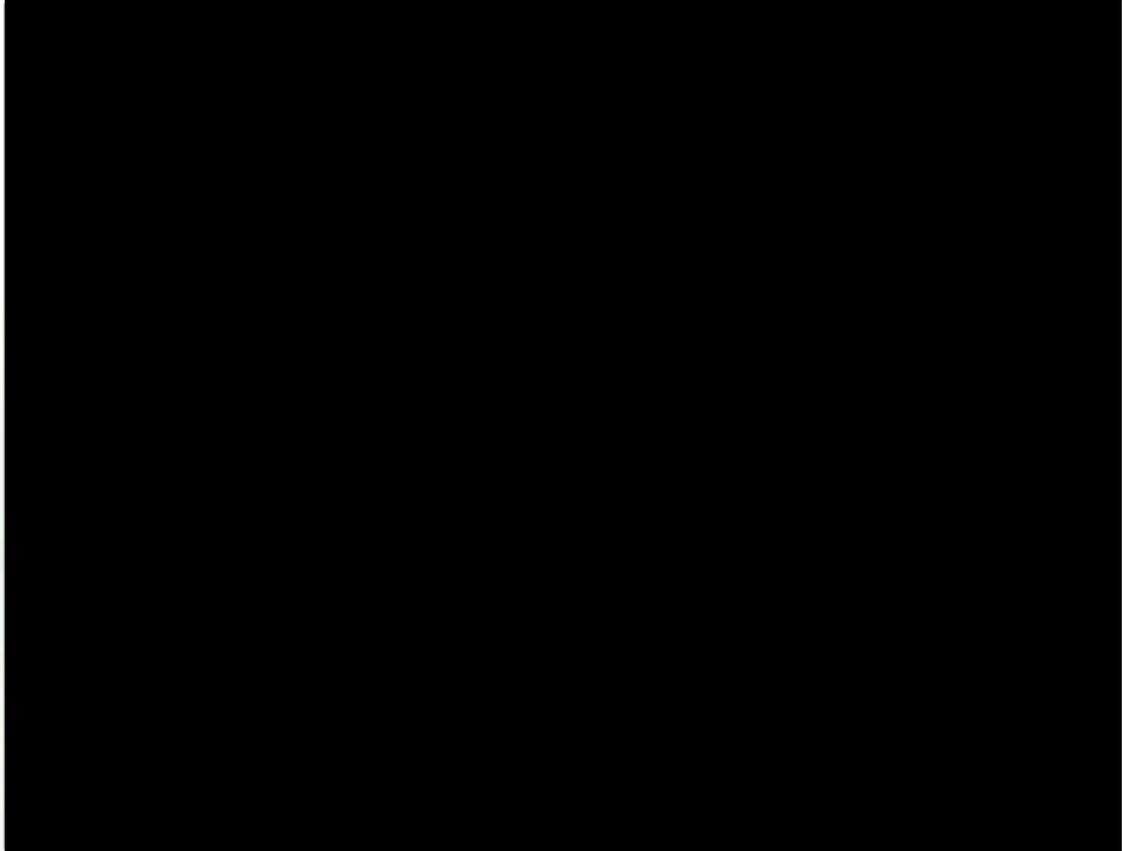
補-1-11-42



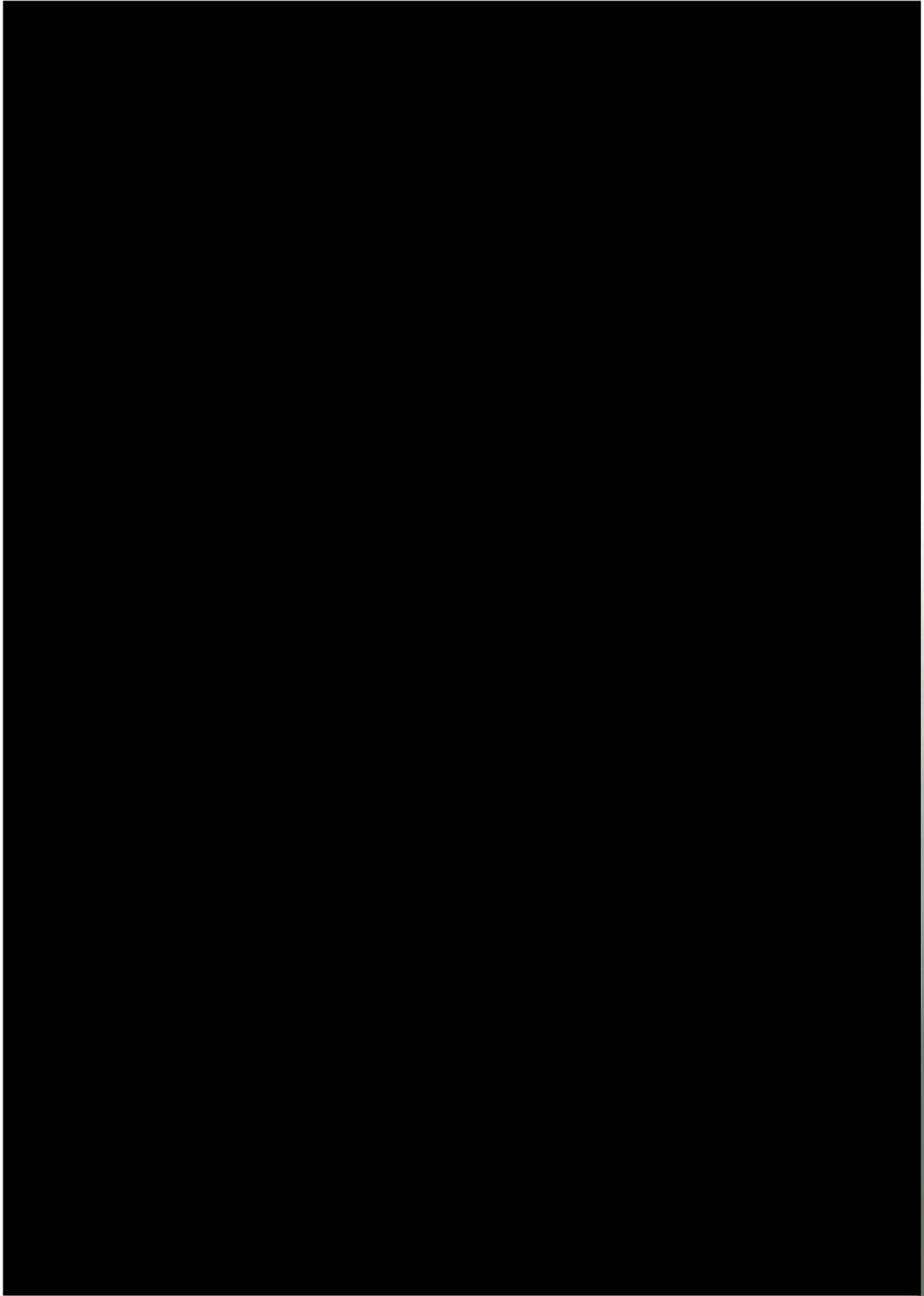


補-1-11-44

■ については商業機密の観点から公開できません。

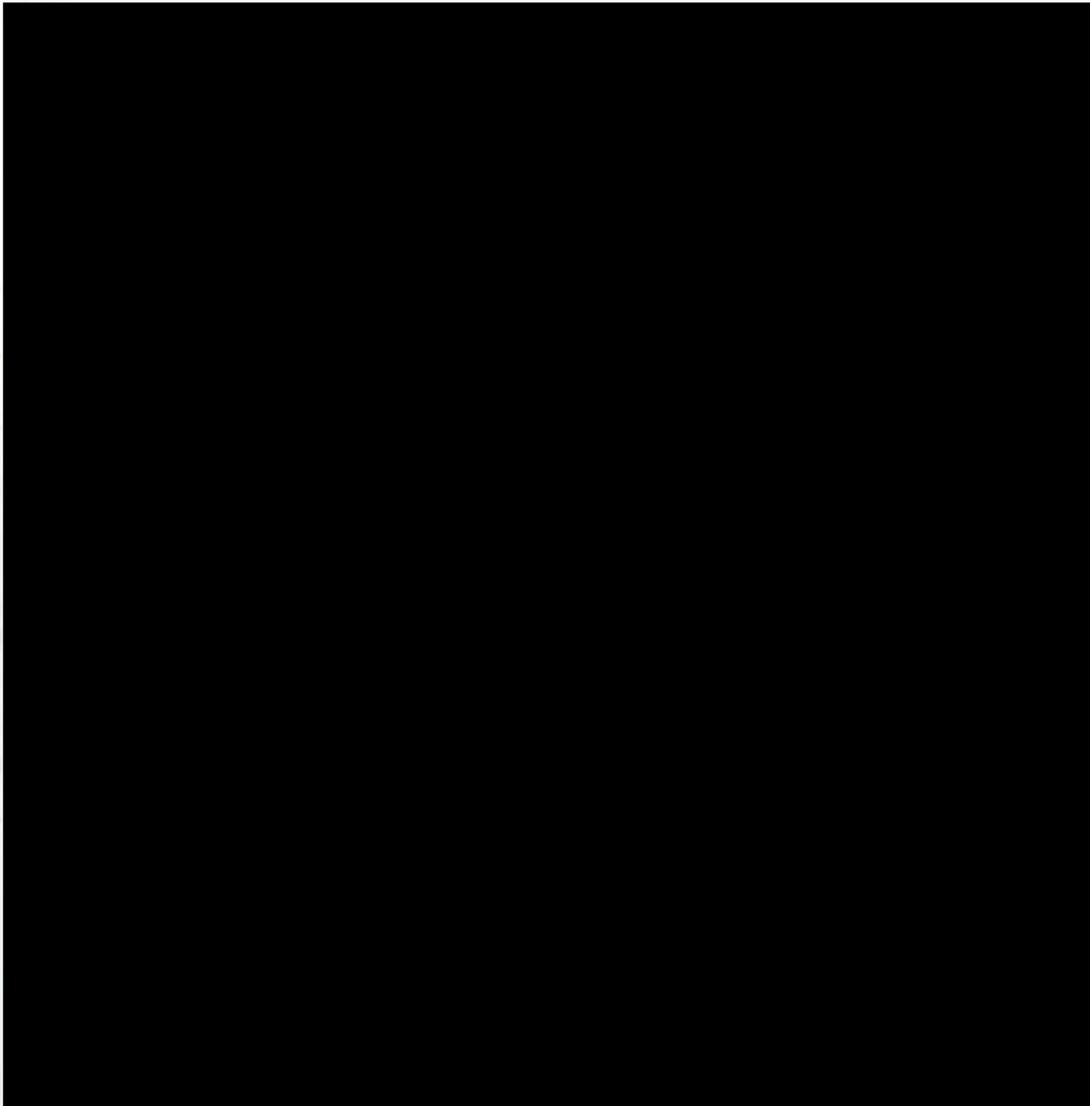


■ については商業機密の観点から公開できません。



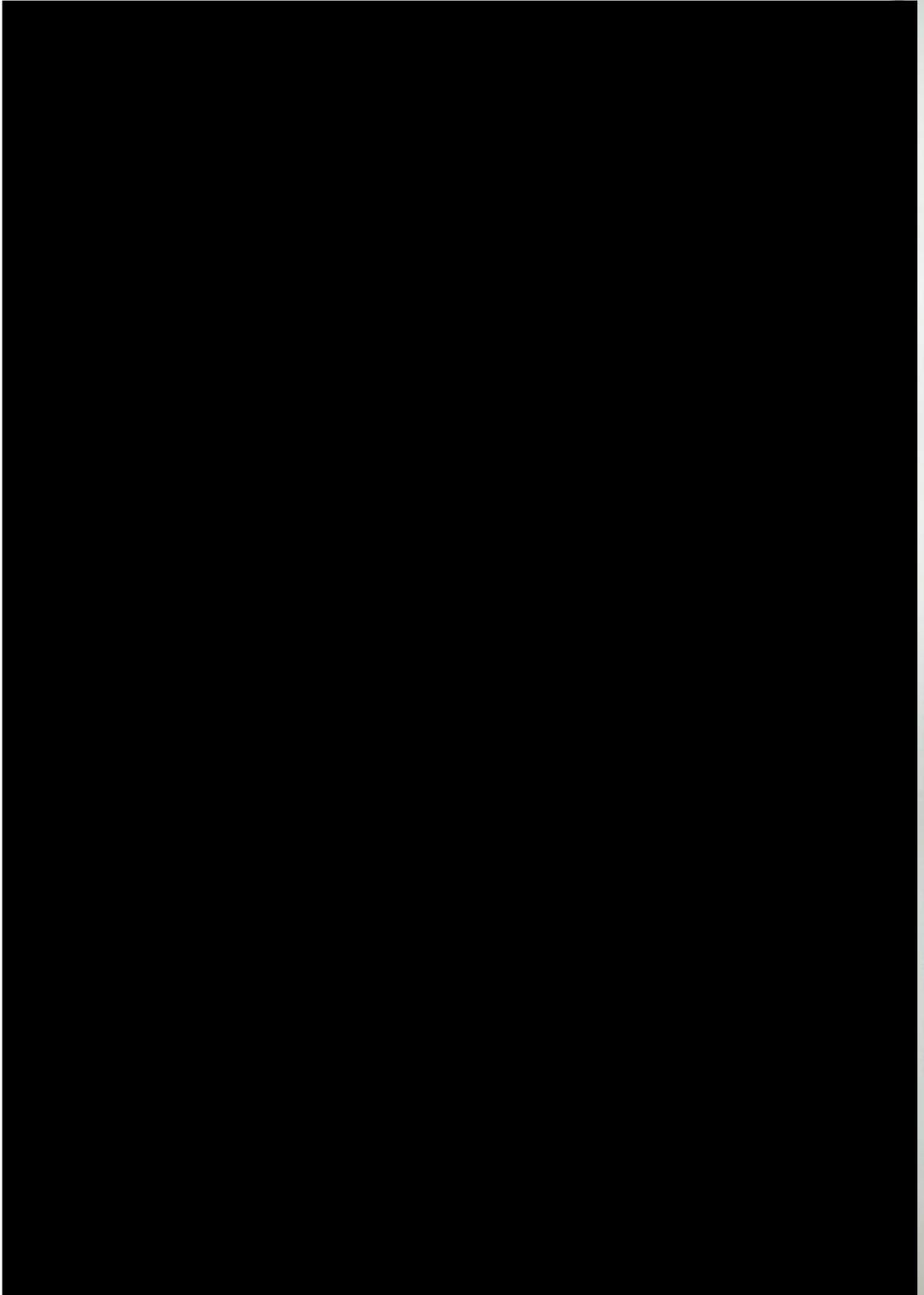
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-46



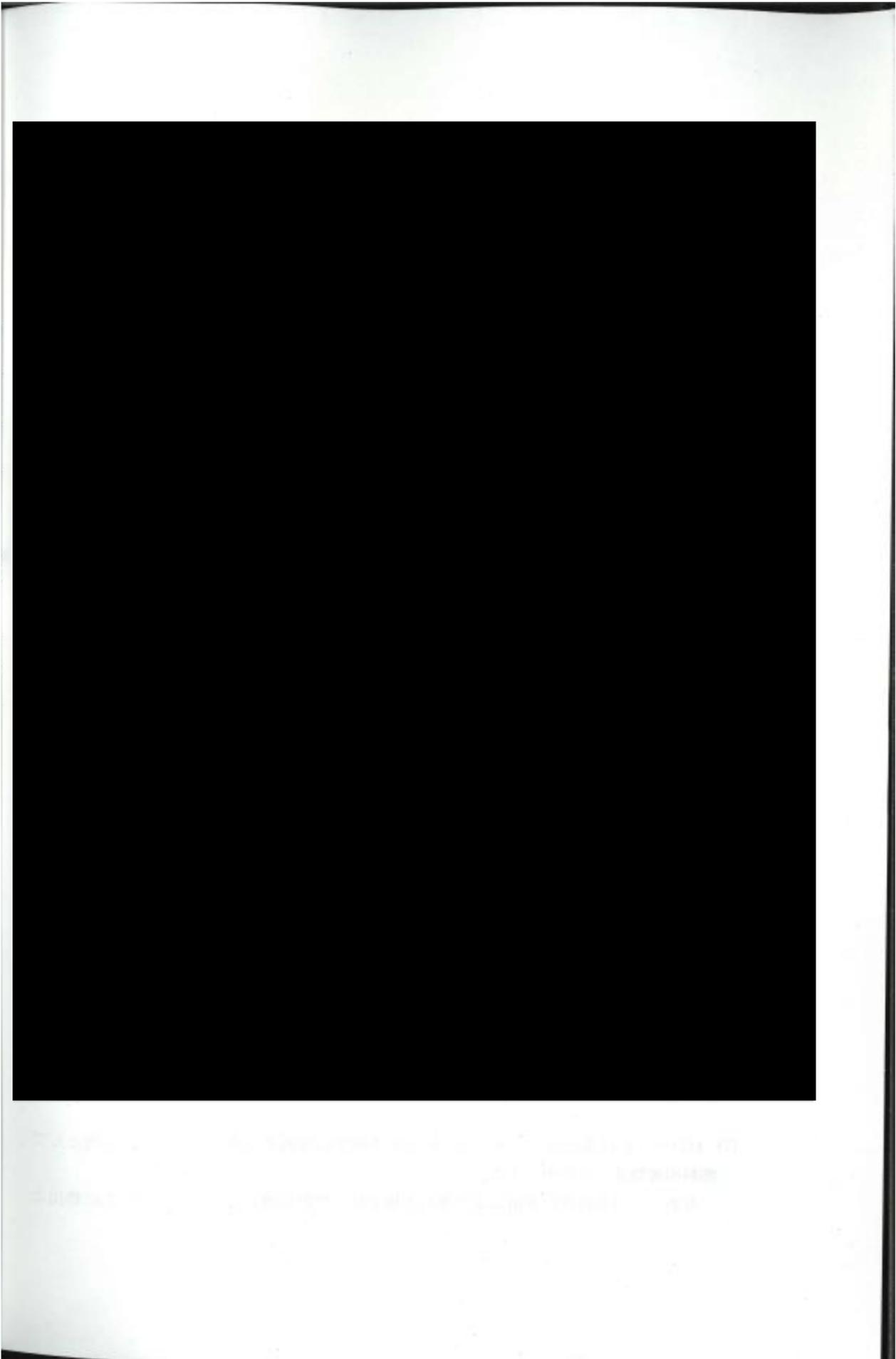
■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-47



■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-48



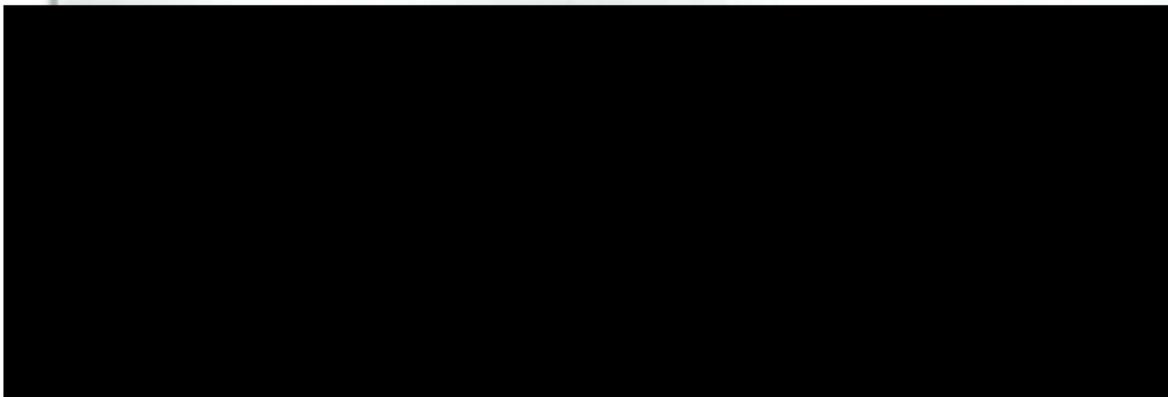
■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-49



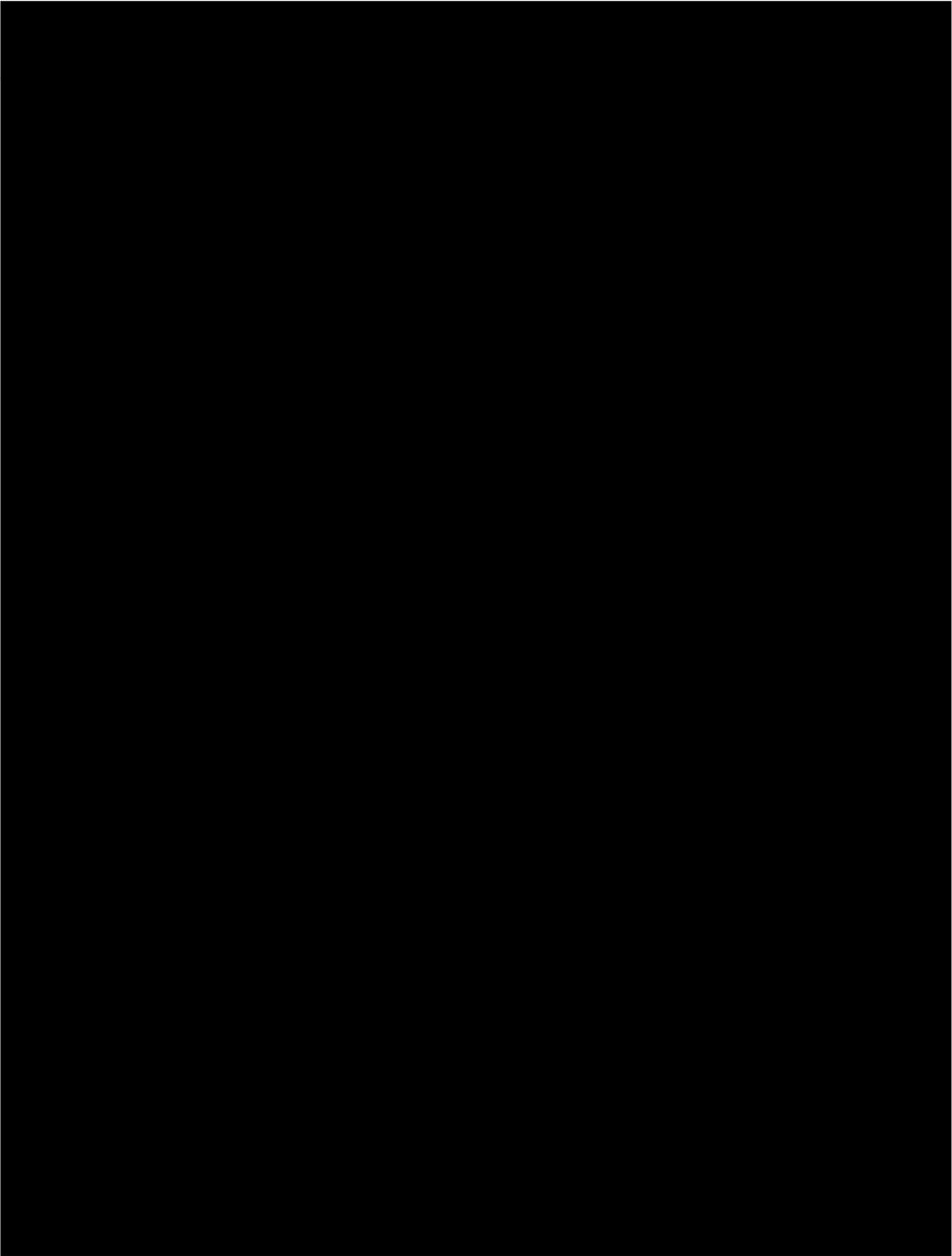
■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-50



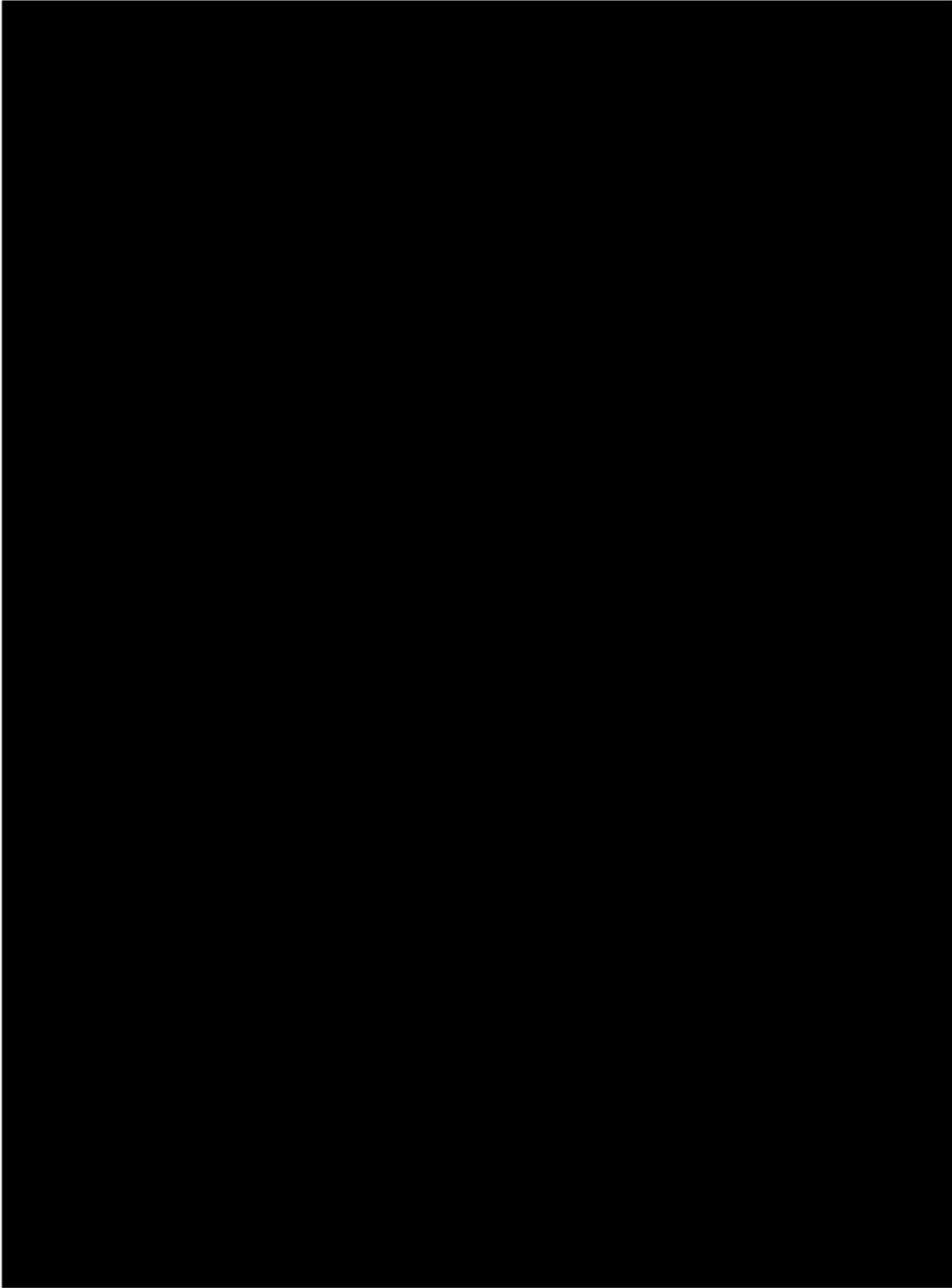
■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-51



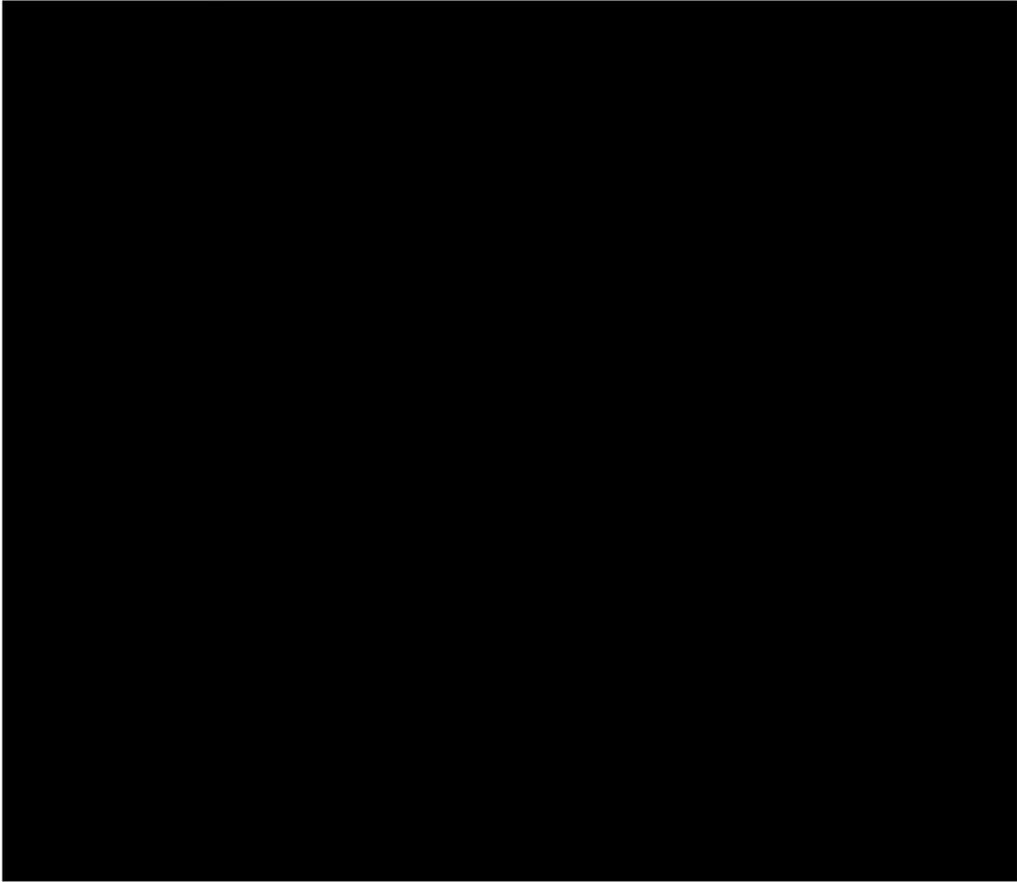
■■■■■■■■■■ ■■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-52



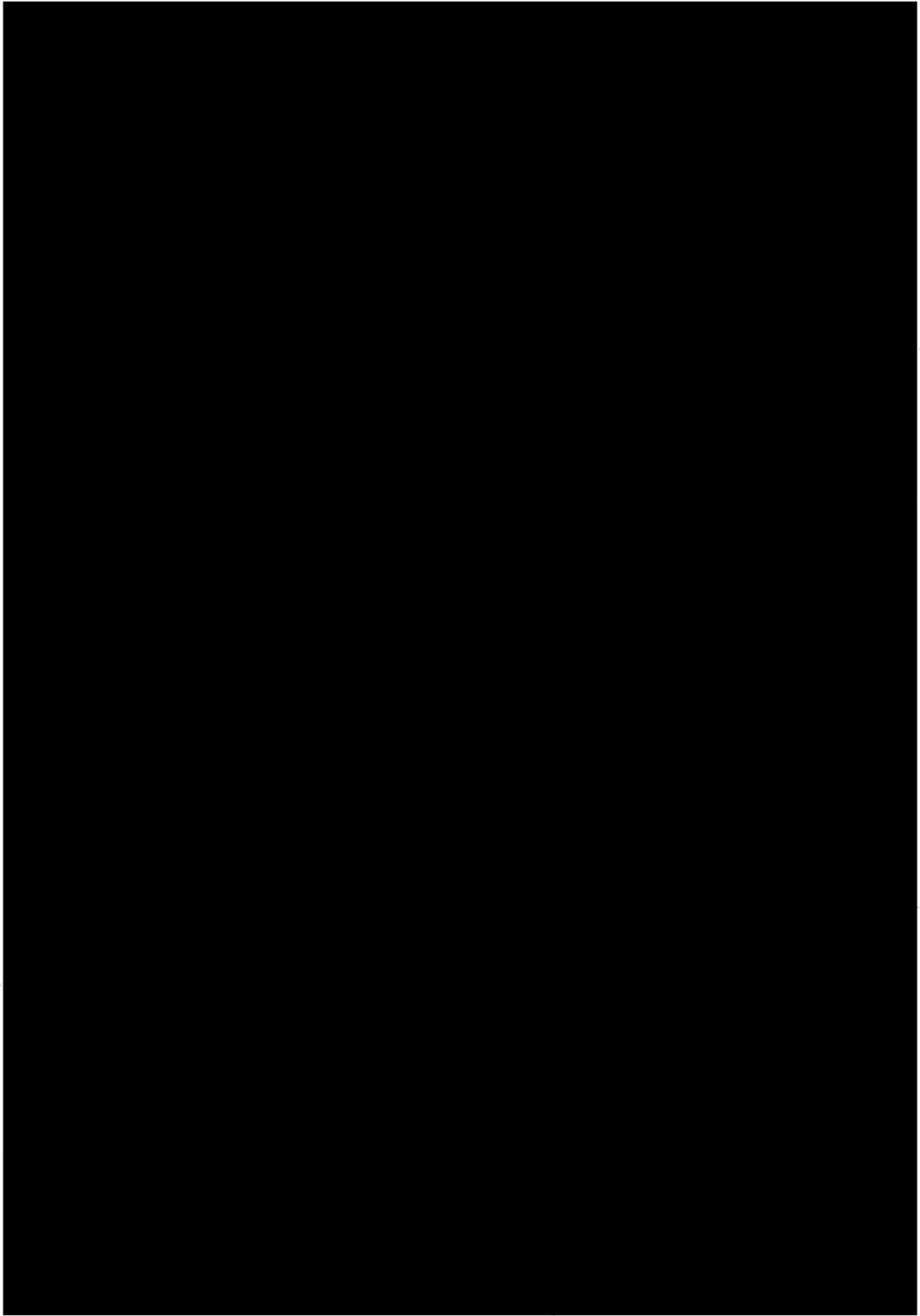
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-53



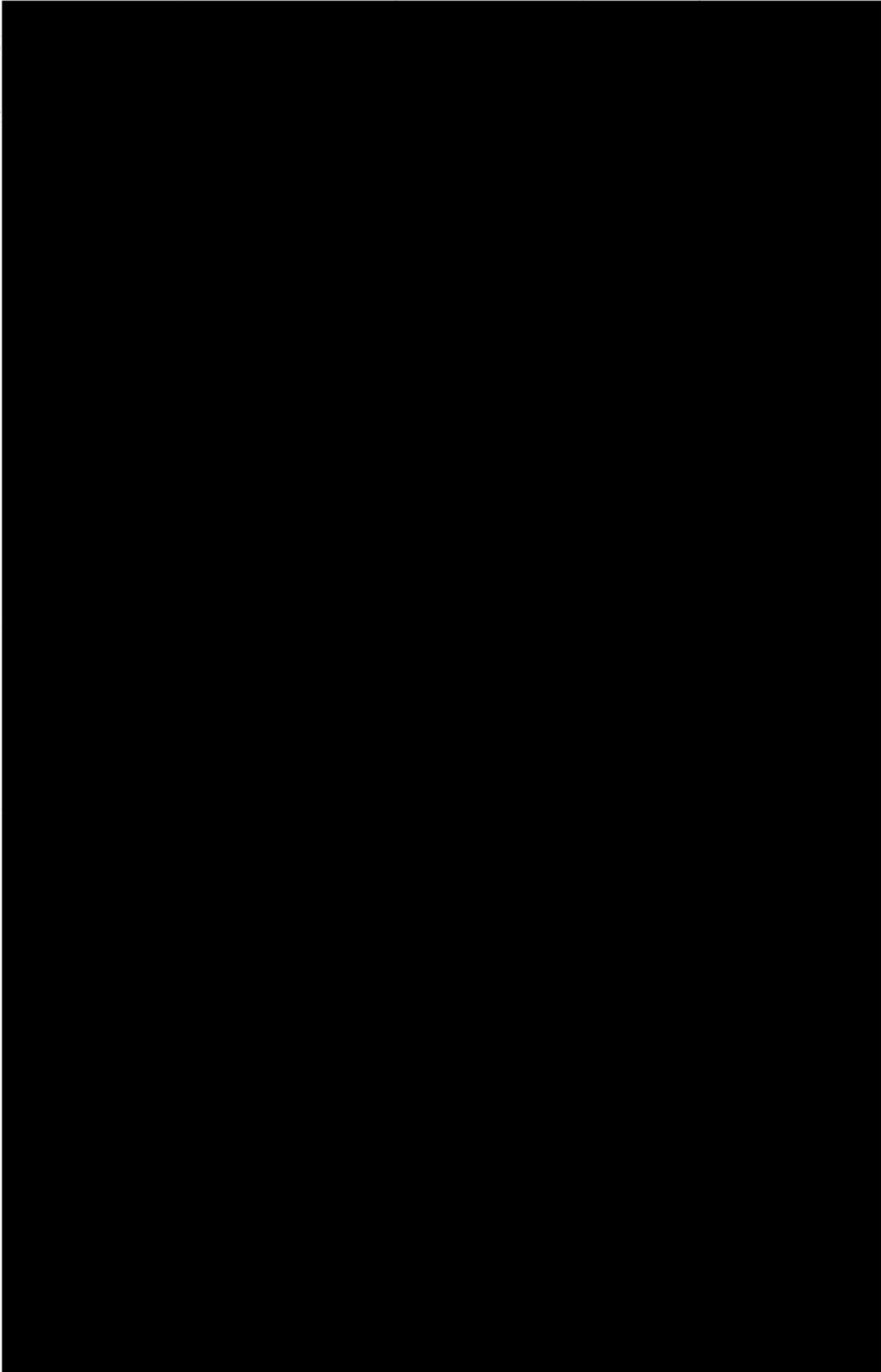
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-54



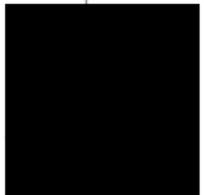
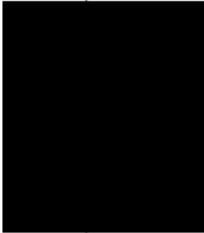
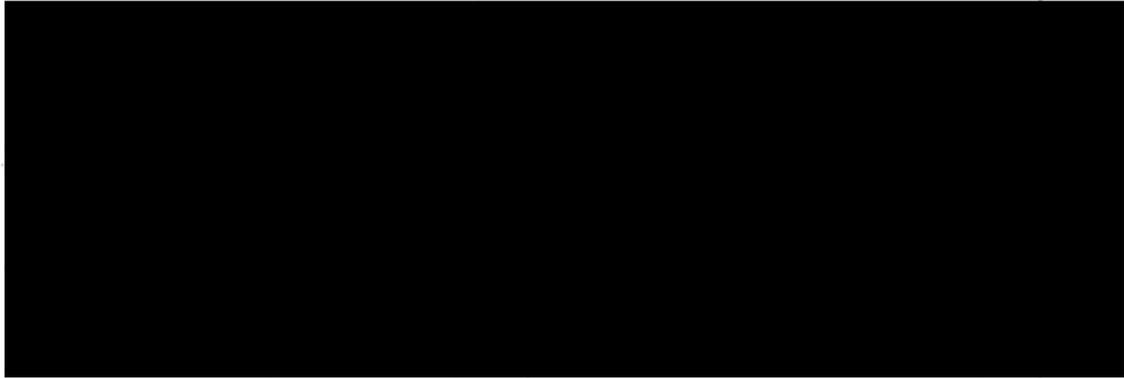
■■■■■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-55



■ については商業機密の観点から公開できません。

補-1-11-56



■■■■■■■■■■ ■■■■■■については商業機密の観点から公開できません。



令和 4 年 7 月 11 日 R0

補足説明資料 1-12



＜第6次エネルギー基本計画（令和3年10月閣議決定）抜粋＞

このため、放射性廃棄物を適切に処理・処分し、その減容化・有害度低減のための技術開発を推進する。具体的には、高速炉や、加速器を用いた核種変換など、放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を国際的な人的ネットワークを活用しつつ推進する。また、最終処分に係る検討・進捗状況を見極めつつ、最終処分と減容化等技術開発や、関連する国際研究協力・研究人材の育成などの一体的な実施の可能性について、引き続き検討を進める。

(b) 核燃料サイクル政策の推進

(ア) 再処理やプルサーマル等の推進

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている。

核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた。また、もんじゅについては、廃止措置への移行を決定した。このような現状を真摯に受け止め、事業を安全に進める上で直面する課題を一つ一つ解決することが重要である。その上で、使用済燃料の処理・処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する。

核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場が2020年に原子力規制委員会から規制基準に基づく許可を得たところであり、安全確保を大前提に、関係事業者による支援も含め、これらの施設の竣工と操業に向けた準備を官民一体で進める。

また、平和的利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む。これを実効性あるものとするため、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2018年原子力委員会決定）を踏まえ、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、2016年に新たに導入した再処理等抛出金法の枠組みに基づく国の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う。原子力事業者は、地元理解を前提に、稼働する全ての原子力発電所を対象にプルサーマルが導入できるよう検討を進めて、2030年度までに、少なくとも12基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しており、引き続き、事業者間の連携・協力を深めつつ、プルサーマルを一層推進する。

あわせて、使用済MOX燃料の処理・処分の方策については、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、再処理技術の動向、関係自治体の意向などを踏まえな

＜第5次エネルギー基本計画（平成30年7月閣議決定）抜粋＞

の安全で安定的な貯蔵が行えるよう、官民を挙げて取り組む。

### 3) 放射性廃棄物の減容化・有害度低減のための技術開発

使用済燃料については、既に発生したものを含め、長期にわたって安全に管理しつつ、適切に処理・処分を進める必要があること、長期的なリスク低減のため、その減容化・有害度低減が重要であること等を十分に考慮して対応を進める必要がある。こうした課題に的確に対応し、その安全性、信頼性、効率性等を高める技術を開発することは、将来、使用済燃料の対策の柱の一つとなり得る可能性があり、その推進は、幅広い選択肢を確保する観点から、重要な意義を有する。

このため、放射性廃棄物を適切に処理・処分し、その減容化・有害度低減のための技術開発を推進する。具体的には、高速炉や、加速器を用いた核種変換など、放射性廃棄物中に長期に残留する放射線量を少なくし、放射性廃棄物の処理・処分の安全性を高める技術等の開発を国際的な人的ネットワークを活用しつつ推進する。また、最終処分に係る検討・進捗状況を見極めつつ、最終処分と減容化等技術開発や、関連する国際研究協力・研究人材の育成などの一体的な実施の可能性について、引き続き検討を進める。

## ②核燃料サイクル政策の推進

### 1) 再処理やプルサーマル等の推進

我が国は、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本の方針としている。

核燃料サイクルについては、六ヶ所再処理工場の竣工遅延などが続いてきた。また、もんじゅについては、廃止措置への移行を決定した。このような現状を真摯に受け止め、事業を安全に進める上で直面する課題を一つ一つ解決することが重要である。その上で、使用済燃料の処理・処分に関する課題を解決し、将来世代のリスクや負担を軽減するためにも、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減や、資源の有効利用等に資する核燃料サイクルについて、これまでの経緯等も十分に考慮し、引き続き関係自治体や国際社会の理解を得つつ取り組むこととし、再処理やプルサーマル等を推進する。

具体的には、安全確保を大前提に、プルサーマルの推進、六ヶ所再処理工場の竣工、MOX燃料加工工場の建設、むつ中間貯蔵施設の竣工等を進める。また、

平和的利用を大前提に、核不拡散へ貢献し、国際的な理解を得ながら取組を着実に進めるため、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を引き続き堅持し、プルトニウム保有量の削減に取り組む。これを実効性あるものとするため、プルトニウムの回収と利用のバランスを十分に考慮しつつ、プルサーマルの一層の推進や、2016年に新たに導入した再処理等拠出金法の枠組みに基づく国の関与等によりプルトニウムの適切な管理と利用を行う。併せて、使用済MOX燃料の処理・処分の方策について、使用済MOX燃料の発生状況とその保管状況、

以上